

第517回（定例）福崎町議会会議録

令和7年3月3日（月）
午前9時30分開 会

○令和7年3月3日、第517回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員 （なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田 和也 主 事 阿保 佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福永 聡
技 監	津田 知宏	町 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大塚 謙一
総 務 課 長	岩木 秀人	企 画 財 政 課 長	蔭谷 秀樹
税 務 課 長	岡本 昌文	地 域 振 興 課 長	成田 邦造
住 民 生 活 課 長	山本 克典	福 祉 課 長	小幡 伸一
ほけん年金課長	西村 由紀子	農 林 振 興 課 長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上 下 水 道 課 長	橋本 繁樹
会 計 管 理 者	福永 知美	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅佳

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設備等設置工事）
第 5 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第5号））
第 7 議案第 2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について
第 8 議案第 3号 人権擁護委員の推薦について
第 9 議案第 4号 中播北部行政事務組合規約の一部変更について
第 10 議案第 5号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 1 | 議案第 6 号 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 7 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 8 号 | 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 4 | 議案第 9 号 | 町道大貫～山田線ボツクス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 第 1 5 | 議案第 1 0 号 | 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 1 1 号 | 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 7 | 議案第 1 2 号 | 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 8 | 議案第 1 3 号 | 福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 9 | 議案第 1 4 号 | 福崎町下水道事業条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 0 | 議案第 1 5 号 | 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 1 | 議案第 1 6 号 | 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 2 | 議案第 1 7 号 | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 3 | 議案第 1 8 号 | 福崎町第 3 期子ども・子育て支援事業計画について |
| 第 2 4 | 議案第 1 9 号 | 令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について |
| 第 2 5 | 議案第 2 0 号 | 令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 6 | 議案第 2 1 号 | 令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 7 | 議案第 2 2 号 | 令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 第 2 8 | 議案第 2 3 号 | 令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 9 | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度福崎町一般会計予算について |
| 第 3 0 | 議案第 2 5 号 | 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 第 3 1 | 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 第 3 2 | 議案第 2 7 号 | 令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について |
| 第 3 3 | 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度福崎町水道事業会計予算について |
| 第 3 4 | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計予算について |
| 第 3 5 | 議案第 3 0 号 | 令和 7 年度福崎町下水道事業会計予算について |
| 第 3 6 | 議案第 3 1 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について |

○本日の会議に付した事件

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸報告 |
| 第 4 | 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設 |

			備等設置工事)
第 5	報告第 2 号		議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	議案第 1 号		専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号））
第 7	議案第 2 号		市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について
第 8	議案第 3 号		人権擁護委員の推薦について
第 9	議案第 4 号		中播北部行政事務組合規約の一部変更について
第 10	議案第 5 号		福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 11	議案第 6 号		一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 12	議案第 7 号		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第 13	議案第 8 号		福崎町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 9 号		町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
第 15	議案第 10 号		福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 16	議案第 11 号		福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 17	議案第 12 号		福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
第 18	議案第 13 号		福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
第 19	議案第 14 号		福崎町下水道事業条例の一部を改正する条例について
第 20	議案第 15 号		福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 21	議案第 16 号		福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 22	議案第 17 号		福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 23	議案第 18 号		福崎町第 3 期子ども・子育て支援事業計画について
第 24	議案第 19 号		令和 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
第 25	議案第 20 号		令和 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 26	議案第 21 号		令和 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 27	議案第 22 号		令和 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 28	議案第 23 号		令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 29	議案第 24 号		令和 7 年度福崎町一般会計予算について
第 30	議案第 25 号		令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 31	議案第 26 号		令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 32	議案第 27 号		令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

- 第 3 3 議案第 2 8 号 令和 7 年度福崎町水道事業会計予算について
第 3 4 議案第 2 9 号 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 5 議案第 3 0 号 令和 7 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 6 議案第 3 1 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 5 1 7 回福崎町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- まだまだ朝夕の肌寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しを感じる季節になりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 号から議案第 3 1 号までの報告 2 件、議案 3 1 件の計 3 3 件であります。令和 7 年度予算をはじめ、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 5 1 7 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから第 5 1 7 回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。
- 3 番、牛尾雅一議員
9 番、河嶋重一郎議員
- 以上の両議員をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

- 議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。
- 会期の決定の件を議題といたします。
- 去る 2 月 2 5 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様に配付しております日程表案のとおり、本日から 3 月 2 5 日までの 2 3 日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から 3 月 2 5 日までの 2 3 日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議長 日程第3は、諸報告であります。
- 事務局 12月20日の第516回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- 1月17日、HAT神戸において、1.17のつどい 阪神・淡路大震災30年追悼式典が開催され、議長が出席いたしました。
- 2月5日、エルデホールにおいて、神崎郡町村議会議長会議員研究会が開催され、議長及び各議員が出席いたしました。
- 2月14日、湊川神社楠公会館において、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会及び兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、議長が出席いたしました。
- そのほかの議会活動報告は、配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議長 以上で、議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。
- さらに地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第6条の規定により、議員派遣の報告について配付しております。
- 次は、議案の上程及び議案説明であります。
- これより、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設備等設置工事）から、議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの33件を議題といたします。
- これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町長 皆様、おはようございます。今年は立春に入っても寒波が襲来し、厳しい寒さが続きましたが、ようやくつくしが顔を出す時期になり、春を感じるようになってきました。本日、第517回福崎町議会定例会を招集しましたところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。
- 令和7年3月議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 1月20日、アメリカ大統領にトランプ氏が就任されました。アメリカ第一主義がますます強まる中、2月上旬に石破首相がアメリカを訪問し、首脳会談が行われました。トランプ大統領が就任後に面会される外国首脳は、イスラエルのネタニヤフ首相に次いで2人目でありました。日本が重要視されていることは喜ばしいことだと思います。今のところ、会談に好意的な意見が多いように思いますが、世界がトランプ政権の行動を固唾をのんで注視している状況ではないかと思えます。アメリカは少し力は衰えたとはいえ、世界の超大国であります。日本にはアメリカと良好な関係を築きながら、世界平和と安定的な世界経済の発展に貢献してほしいと思えます。
- さて、今年は阪神・淡路大震災から30年の節目の年にあたります。元日の神戸新聞に次のような記事が載っていました。戦後の80年間に日本で起きた震度6弱以上の地震のうち、約9割が阪神・淡路大震災以降に集中している。日本列島は、阪神・淡路大震災以降、地震の活動期に入ったとする見方があるというものです。昨年のも正月にも、能登半島で大地震が発生しました。今後想定されている福崎町での地震の規模は、南海トラフ地震で震度5強、山崎断層帯

地震で震度 6 弱です。

一方では、気候変動の影響で、台風は大型化し、集中豪雨が激甚化、頻発化しています。こういった自然災害に対する備えをしっかりとしていかなければならないと改めて感じているところです。

また、今年は大阪・関西万博が開催されます。前回の大阪万博は 1970 年、昭和 45 年の開催でありました。そのときの目玉はといいますと、アメリカ館の月の石と日本の電気通信館のワイヤレステレホンであったように記憶しています。ワイヤレステレホンはその後、携帯電話、スマートフォンへと進化して、今では私たちの生活に欠かすことのできないツールとなっています。今回の大阪・関西万博でも新しい技術が紹介されます。その一つは空飛ぶクルマです。今回の万博ではデモ飛行にとどまるようですが、2 年後には東京都心と成田空港間を商業化することです。そのほかにも、火星の石や iPS 心臓の展示、1 周約 2 キロメートルの大屋根リングなどの見どころがあります。世界各国から関西に多くの方がお越しになる中、福崎町を PR するよい機会だと捉えています。外国人の中には妖怪好きの方も多いと聞いています。福崎町の妖怪によるまちおこしに関心を持っていただき、地域経済の活性化にもつなげていきたいと考えています。

また、令和 7 年度は妖怪によるまちづくりの礎を築かれた日本民俗学の父、柳田國男先生生誕 150 周年にあたりますので、記念事業を行ってまいります。

令和 7 年度予算の重点項目の 1 点目は、子育て支援と教育環境の充実であります。

まず、中学校の給食費の無償化を行います。学校給食費材料代高騰分は町負担とします。ただし、給食費の無償化は財源が確保できる期間とさせていただきます。

次に、小・中学校体育館の空調設備整備事業に取り組みます。

2 点目は、災害に強い安全・安心のまちづくりです。

公共下水道事業として進めている福田地区の直谷第 2 雨水幹線工事の本体工事は完了のめどがつかまりました。南田原地区の川すそ雨水幹線工事は引き続き計画的に進めます。また、緊急浚渫推進事業として、西谷川の土砂撤去を行います。

3 点目は、JR 福崎駅へのアクセス道路の強化です。福崎駅田原線、千束新町線の道路新設改良事業を着実に進めます。

4 点目は、広域行政施設の整備であります。

新ごみ処理施設建設事業と中播消防署の建替事業は、神崎郡 3 町広域での合意事業ですので、確実に進めてまいります。

これらの事業に重点的に取り組んでまいりますが、決算は 3 年連続の赤字で、令和 7 年度当初予算も赤字となっています。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大により執行できなかった事業の不用額や、コロナ対応交付金の給付により 3 億 2,000 万円を財政調整基金に積むことができましたが、令和 4 年度は 1 億 3,000 万円、5 年度は 2 億 3,000 万円の取崩し、6 年度は最終予算で 2 億 9,000 万円の取崩し、7 年度当初予算では 3 億 900 万円の取崩しと、大変厳しい財政状況となっています。

要因は何点かあります。1 点目は、会計年度任用職員制度の導入による処遇改善と近年の人事院勧告による人件費の増です。2 点目は、くれさかクリーンセンターの焼却炉停止による中継積替え運搬経費の発生と焼却費の増。3 点目は、駅周辺整備事業に係る地方債の元利償還金の支払いなどがあります。令和 7 年度から 9 年度にかけては、新ごみ処理施設建設事業と中播消防署の建替事業が

控えており、特にここ3年間は厳しい財政運用を余儀なくされます。

一方で、歳入の増については、町税では、工業団地はあるものの、本社の立地は少ないので、国税の法人税のような大きな伸びは期待できません。ふるさと納税では若干の伸びを見込んでいるものの、不安定な要素もあり、見通しを立てにくい財源であります。

令和7年度は、昨年12月の全員協議会でお示しした行政改革を反映した予算とさせていただきます。加えて、大変厳しい財政状況であることを住民の皆様にもご理解をいただくために、特別職4人の給与カットも提案させていただきます。

令和7年度は、行政改革大綱の見直しの時期にあたりますので、歳出のみならず、使用料、手数料などの歳入も併せて行政改革を進めさせていただきたいと考えています。住民の皆様にもしっかりとご理解いただけるように広報にも取り組ましますので、よろしくお願いをいたします。

令和7年度一般会計の総額は113億1,700万円で、対前年度比13億8,400万円、率にして13.9%の増としました。特別会計を合わせた総額は181億2,209万5,000円で、対前年度比10億7,675万円、率にして6.3%の増としました。

各課が取り組む主な事業は次のとおりです。

総務課です。柳田國男先生生誕150年を記念して、山桃忌に合わせて柳田國男ゆかりサミットを開催します。山桃忌を楽しんでいただくとともに、柳田國男先生をきっかけに今後の新たな自治体交流が生まれることを目指します。

また、友好都市、岩手県遠野市とは、遠野市産業まつりや、福崎秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行うなど、文化・教育・観光の各分野で交流を継続し、友好の絆を深めます。

福崎町議会議員選挙については、選挙公営制度が適用されてから2回目の町議選となります。令和7年7月に予定されている参議院議員選挙と合わせて、正確で公平・公正な執行を図ります。

庁舎管理では、庁舎照明設備改修工事を継続し、令和7年度は議場照明のLED化を進めます。

企画財政課です。令和7年度も引き続き、第6次総合計画の実現に向けて、各種事業に取り組まします。

また、政策目標などを示す福崎町総合戦略【第3期】を策定します。さらに、持続可能な財政運営のため、継続して行政改革に取り組むとともに、第7次行政改革大綱・実施計画を策定します。

行政事務の効率化のため、自治体情報システム標準化事業に継続的に取り組まします。

税務課では、貴重な自主財源である町税において、税目ごとの課税客体的確な把握と課税に努めます。

あわせて、国税徴収法、地方税法、町税条例及び債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。

また、窓口収納の効率化を図るため、セミセルフレジを導入します。

地域振興課では、1年を通して各種イベントを開催し、地域を元気に盛り上げます。春の辻広場まつりは、観桜会と合わせて4月5日に開催します。夏まつりでは、第50回を記念して、花火・総おどりや夜店の出店に加え、ガジロウとコラボしたにゃんごすたーの特別ステージを開催します。秋まつりは、商工

会によるステージ発表会などを行います。そして柳田國男先生生誕150年を記念して、妖怪と和太鼓が融合した和製演劇サーカスを上演します。冬は、好評だったF u k uランタン事業を実施します。

また、第3回手話ダンス甲子園を9月に開催し、共生のまちづくりを進めます。ふるさと応援寄附金事業では、寄附額のさらなる増収を図るため、プロジェクトチームとともに取り組んでいきます。

商工業振興では、円安による物価高の継続、長引くロシア・ウクライナ情勢による収益への影響、そして後継者不足や人手不足など中小企業が抱える経営課題に対応するため、商工会と連携した支援に取り組みます。

観光振興では、辻川山公園の整備とガジロウの更新、観光交流センターのレンタサイクルの更新や、妖怪ベンチを増設します。

また、もち麦の販路拡大やPR活動など、もち麦ブランド化事業を展開します。住民生活課です。福崎町民が安全で安心して暮らせるよう、福崎警察署の協力を得ながら、防犯活動を進めます。通学路の安全確保や防犯対策のため、引き続き防犯カメラを計画的に設置します。

交通安全対策では、通学路のカラー塗装など通学路危険箇所の改善に努めるとともに、標識や啓発看板等の設置、凍結防止ミラーを計画的に設置します。

窓口では、デジタル手続法や戸籍法の改正に伴い、戸籍及び戸籍附票に読み仮名をつけるため、戸籍システムの改修、振り仮名照会通知を行います。

また、住基システム、戸籍システムの標準化に向けての準備を進めていきます。

くれさかクリーンセンターにおいては、可燃ごみは引き続き姫路市へごみ処理委託を行います。また、神崎郡ごみ処理施設稼働後のくれさかクリーンセンターの在り方について、姫路市との協議を継続して進めていきます。

消防では、福崎町消防団あり方検討委員会からの提言内容に基づき、団員定数や機能別団員、女性消防団員の加入促進など、消防団の活性化について検討を進めます。

福祉課です。障がい福祉は、障害者総合支援法に基づき、福祉サービスや相談支援について第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、手話言語条例関連事業として、町民向け手話講座の開催や、手話ダンスチームの育成等を実施します。

また、基幹相談支援センター事業では、引き続き生きづらさを抱え、ひきこもり状態にある人の支援として、大人の居場所づくり事業に取り組みます。

高齢者福祉事業では、人口構造の変化や時代背景を鑑み、77歳到達者に支給していた長寿祝金事業を廃止します。88歳到達者については事業を継続します。

介護保険事業では、高齢者を取り巻く環境の変化による課題に対応するとともに、第9期ゴールドサルビアプランに基づき、引き続き事業を進めます。

ほけん年金課です。町民の健康を守るため、国民健康保険、後期高齢者医療の業務を行うほか、乳幼児から高校生までの方、重度の障がいのある方、ひとり親家庭、高齢者等が安心して医療が受けられるよう、医療費のうち自己負担部分の助成を行っています。

保健センター内に設置したこども家庭センターでは、令和6年度に導入した子ども育成支援総合相談システムを活用して、支援を必要とする子ども、妊産婦などへのサポートプランを作成し、計画的・効果的に支援を実施します。

予防接種事業では、帯状疱疹が定期接種B類疾病に位置づけられることになったため、対象年齢の方に接種していただけるよう、周知広報を行います。

町ぐるみ健診の受診率向上と、若い世代の健康意識の向上のため、引き続き、国民健康保険の被保険者、39歳以下及び75歳以上の特定健診、基本健診の負担金を無料とします。

農林振興課です。令和6年度に事業の採択申請を行い、令和7年度の事業実施の採択を受けた西治地区のヤケヌケ井堰の実施設計を行います。

県営かんがい排水事業では、西光寺野の幹線かんがい排水路について、健全度の再診断を行うとともに、改修工事の実施設計を行います。

農地基盤整備では、高岡福田ほ場整備事業を推進するとともに、山崎地区ほ場整備事業の実施設計に着手します。

ため池整備事業では、町営ため池整備事業として（南大貫）宮の池本体の改修工事を実施します。また、県営ため池整備事業として、令和5年度に採択を受けた直谷池の実施設計に着手します。

森林環境譲与税基金活用事業では、令和6年度に引き続き、森林の公益的機能の保全や森林振興を目的に、町内民有林の間伐等の森林整備に補助金を交付します。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課です。道路整備事業では、通学路の安全対策として、町道大貫山田線の道路改良事業を引き続き推進します。

あわせて、各集落内の道路改修や通行に支障を来す危険箇所の解消を進めます。

また、道路の安全対策として、リース方式の導入による全ての道路照明のLED化に取り組みます。

河川整備事業では、河川美化事業として、県河川である市川、七種川の草刈り等を実施します。

都市計画・まちづくり事業では、福崎町都市計画マスタープランの改定に合わせて地域の実情に合った区域指定を目指し、土地利用基本計画や特別指定区域などの見直しに引き続き取り組みます。

空き家対策では、昨年6月に町全域において県の空家等活用促進特別区域の指定を受けました。引き続き、空家活用支援事業補助及び特定空家等除去事業補助を活用しながら、空家等対策計画に基づいた総合的かつ計画的な空き家対策を実施します。

上下水道課です。水道事業では八反田水管橋の耐震補強工事を継続して行います。また、三ノ宮配水池送配水管更新工事は、第3工区を繰越事業として実施します。

工業用水道事業では、七種川水管橋の更新工事に着手します。工事期間は令和8年度までの2年間で予定しています。

下水道事業の汚水整備では、農業集落排水の公共下水道への統合に着手します。令和7年度は、板坂地区での工事を予定しています。

学校教育課です。公立幼稚園では、保育業務支援システムを活用し、保育教諭の業務負担軽減と利用保護者の利便性の向上に努めます。

教育環境をさらに向上させるため、福崎町学校施設等長寿命化計画に基づき、中学校2校の体育館に空調設備を設置するための工事实施設計業務を委託します。

中学校の休日部活動の地域展開について、地域人材による部活動指導員を配置し、地域連携を進めます。

令和7年度から12年度にかけてのGIGA第2期で使用するデジタル端末を令和7年度で更新し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を推進します。

小学校に不登校支援員を増員し、増加する不登校児童生徒への対策を強化します。

引き続き学習支援員、介助員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育課題の解決に取り組みます。

社会教育課です。

第46回山桃忌は柳田國男先生生誕150年を記念して、エルデホールにおいて、8月2日に第1部「柳田國男生誕150年 故郷から」と題して式典、講演及びシンポジウム、8月3日に第2部「ひょうご民俗芸能祭 令和7年度ふれあい文化の祭典」を開催します。

男女共同参画社会、女性活躍を推進するための福崎町男女共同参画基本計画が令和7年度で10年間の計画期間満了となるため、次期男女共同参画基本計画を策定します。

青少年野外活動センターでは、熱中症などを予防するため、山小屋に空調設備を設置します。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告2件、議案31件の計33件です。

報告第1号は、特別教室空調設備等設置工事に係る議会の委任による専決処分の報告で、事業量の増に伴い変更契約を締結したため、議会に報告するものです。

報告第2号は、消防団車両の物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をしたため、議会に報告するものです。

議案第1号は、低所得世帯・低所得子育て世帯支援臨時給付金に係る補正予算で、議会を開く時間がなく、専決処分させていただきましたが、その承認を求めるものです。

議案第2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任は、組合議会議員の任期満了に伴う人事案件で、新たに18名を推薦することについて議会の同意を求めるものです。

議案第3号は、人権擁護委員の川端久美子氏が任期満了となるため、さらに同氏を推薦することについて議会の同意を求めるものです。

議案第4号は、中播北部行政事務組合の規約変更を構成団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第5号 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正は、持続可能な行財政運営の確保に資するため、令和7年度の間、町長、副町長、教育長及び公営企業管理者の給与を減額することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、令和6年8月人事院勧告に基づく地域手当の支給等について、関係する条例を改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第7号、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第16号及び議案第17号の7議案は、上位法令の改正などに伴うものです。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、消防団員等公務災害補償条例、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例で、それぞれ一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第9号は、行政改革の一環として、基金全体額を目的事業に充当できるようにするため、町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例、福崎町教育奨励基金条例及び福崎町環境保全基金条例の3つの基金条例を一括して改正するものです。

議案第12号 長寿祝金支給条例の一部を改正する条例は、高齢者と呼ばれる年齢であっても、心身が健康で活発な社会活動を行う人が増え、77歳が長寿という認識はなくなりつつあることから、77歳の方への支給を廃止しようとするものです。

議案第14号 下水道事業条例の一部改正は、公共下水道の経費回収率100%を目指し、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を維持しつつ、使用料単価を改定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第15号は、農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、公共サービスの負担の公平性の観点から、農業集落排水処理施設及び個別排水処理施設の使用料体系と公共下水道の使用料体系を統一するため、今回改定する公共下水道の使用料体系を採用しようとするものです。

議案第18号 福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、3期目の事業計画を策定するもので、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

議案第19号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第6号）から議案第23号 令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案は、令和6年度の各会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第24号 令和7年度福崎町一般会計予算から議案第30号 令和7年度福崎町下水道事業会計予算までの7議案は、令和7年度の当初予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、各町道の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が2件、議案は、人事案件が2件、規約変更が1件、条例改正が13件、計画策定が1件、予算は補正予算、当初予算合わせて13件、そのほか1件の計31件、合計33件となっています。

詳細説明は副町長、公営企業管理者ほか担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げて、所信表明とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設備等設置工事）

議 長 日程第4、報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設備等設置工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（特別教室空調設備等設置工事）について、ご説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定及び議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の規定により、令和6年6月11日に工事請負契約を締結した特別教室空調設備等設置工事について、専決処分により工事請負契約の変更を令和6年12月23日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

変更の内容は、契約金額の変更で、変更前金額2億8,369万円を554万4,000円増額し、変更後金額2億8,923万4,000円とするもので、事業量の増によるものでございます。

それでは、変更内容について、ご説明を申し上げます。

報告第1号説明資料をご覧ください。

まず、工事に係る概要欄につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。数量変更、仕様の変更によるもので、554万4,000円の増額となっております。

主な変更内容の欄をご覧ください。

数量の変更によるものとして、建築工事では、作業に係る取壊し面積の減により、約210万円の減額、電気設備工事では、業者提案によります操作盤の取りやめなどのほか、設計精査による減として、190万円の減額、一方、機械設備工事では、エアコン等の新規追加や更新などに伴い、冷媒配管などの延長が増加したことにより、120万円の増額、共通仮設として、ガードマンが540名の計画に対し、実施では118名と422名の減となったことにより、金額では710万円の減額となっています。

結果、数量変更によるものとしては、990万円の減額となっております。

次に、仕様変更によるものとして、仮設工事として、当初より施工期間が長くなる必要が生じたため、学校と協議の結果、学校活動への影響を最小限とするために、常設足場を取りやめ、必要なときに作業車を使用して施工することに変更したことによりまして、880万円の増額、建築工事では、室外機において、生徒、児童の往来が多いと判断した箇所につきましては、機器の防護を目的に、フェンス設置を追加したことにより、120万円の増額、機械設備工事では、空調設備2基を新規追加、1基については作動不良のため更新したことなどにより、544万4,000円の増額、結果、仕様変更によるものとしては、1,544万4,000円の増額となっております。

先ほどの数量変更と仕様変更によるものを合わせますと、554万4,000円の増額となっております。

なお、工事につきましては令和6年12月末に完了、年内に工事完了検査も行ったことにより、新学期から設備の使用をされています。

以上、報告第1号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第5、報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、令和7年2月

3日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものです。

報告第2号説明資料に、事故の発生現場の位置図、事故発生状況図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生は、令和6年12月27日午後8時30分頃です。

事故の発生場所は、福崎町高岡1298番地1で、相手方は記載のとおりです。

事故の概要は、福崎町消防団長野分団の団員が年末特別警戒の夜間巡回中に、消防ポンプ軽四積載車で事故現場を南側から走行し右折しようとしたところ、車両右側後方部のはしご取付け部が相手方宅の塀の瓦部分に接触し、破損させたものです。

損害賠償額は、破損させた塀の修理に要する費用4万4,000円です。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第5号））

議 長 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度福崎町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第1号について、ご説明申し上げます。

今回の専決につきましては、国が令和6年11月22日に閣議決定、12月18日に国補正予算が成立した重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）により、給付金を予算化するもので、令和7年2月から給付準備を開始する必要があり、議会を開く時間的余裕がないため、やむを得ず専決させていただいたものであります。

専決内容につきましては、次のページの専決処分書によるもので、令和7年1月21日付で令和6年度福崎町一般会計補正予算（第5号）を定めたものであります。

補正内容につきましては、次のページで既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,080万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を104億7,270万円とするものであります。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書、歳出3ページ、4ページをお開き願います。

3款、民生費、1目、社会福祉総務費です。10節、需用費の諸用紙印刷代10万円は、給付金の確認書、郵送用封筒の印刷代です。11節、役務費100万円は、確認書送付・返信の郵便料及び給付金の振込手数料です。13節、使用料及び手数料448万円は、該当者抽出・確認書作成・給付事務等のシステムの利用料と給付システム用パソコン等の電算機器借上料です。18節、給付金6,520万円及び給付金事業の概要につきましては議案第1号資料をご覧ください。

事業名は、低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金事業（追加支援分）で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯及び低所得の子育て世帯に対し給付金を給付するもので、給付対象者は、基準日（令和6年12月13日）において福崎町の住民基本台帳に記録されている者で、①令和6年度個人住民税均等割非課税世帯の世帯主に対し、1世帯当たり

3万円を給付。①の世帯に世帯員である18歳以下の児童がいる場合1人当たり2万円を加算して給付するものであります。給付金の給付方法は、対象世帯の世帯主に給付同意・振込口座確認書を送付し、返送のあった者に給付します。申請期限につきましては、令和7年7月31日としています。事業費（給付金）は非課税世帯2,000世帯掛ける3万円の6,000万円プラス子ども加算260人掛ける2万円の520万円、合計6,520万円としております。

給付までのスケジュールは、確認書送付が3月中旬、振込開始が4月中旬以降の予定となっております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

事項別明細書、歳入の1ページ、2ページをご覧ください。

15款、国庫支出金、1目、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯追加分）7,080万円は、給付金事業の歳出の事務費・給付金に対し10分の10充当しております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について

日程第8 議案第3号 人権擁護委員の推薦について

議 長 日程第7、議案第2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について及び日程第8、議案第3号 人権擁護委員の推薦についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第2号及び議案第3号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第2号は、本年4月30日に任期満了となる市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選出を行うため、組合規約第6条の規定に基づき、田原、八千種、福崎地区の各選挙区から推薦された方について議会の同意を求めらるるものです。

本組合は、市川町、福崎町、姫路市、加西市で組織し、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理しています。

この組合の議会議員の定数は50人で、関係市町の長4人と残りの46人は入会権のある地区から1人ずつ推薦され各市町議会の同意を得て就任することとなっています。任期は4年です。

福崎町の選挙区の議員定数は18人で、田原地区12人、八千種地区5人、福崎地区1人であります。

議案第2号資料には、この組合の概要を添付しておりますので、ご参照ください。

提案させていただく方々は、議案の記以下の方々に、氏名のみ朗読させていただきます。

赤松 要氏、北 成美氏、福田 禎氏、松岡忠幸氏、難波弘一氏、松井鉄男氏、藤川千博氏、長谷川秀行氏、前田亮平氏、多田定夫氏、榊田清紀氏、半田和之氏、青田義人氏、西井敏幸氏、藤本 忍氏、岡 和弘氏、埴岡正則氏、吉田清司氏、以上の18人です。

いずれの方も識見を兼ね備えた適任者でありますので、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されます。委嘱にあたっては、町長が、町議会議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、町議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されています。委員の任期は3年です。

本議案は、現委員である川端久美子氏を再推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

川端氏の住所は、福崎町高岡1148番地2、生年月日は昭和35年11月12日生まれの64歳であります。川端氏の経歴等につきましては、議案第3号説明資料をご覧ください。

最終学歴、職歴は左側上段に記載しているとおりです。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししています。

川端氏は人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として引き続き使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

日程第9 議案第4号 中播北部行政事務組合格約の一部変更について

議 長 日程第9、議案第4号 中播北部行政事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第4号 中播北部行政事務組合格約の一部変更について説明いたします。

中播北部行政事務組合は、神河町及び市川町を構成町として、一般廃棄物の収集、運搬及び処理並びにごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、火葬場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する組合として設立した後、神崎郡新ごみ処理施設の建設が決定したことに伴い、令和3年7月1日付で本町も加入し、現在は神崎郡3町で構成されております。

当組合格約第13条で経費の支弁の方法を規定していますが、同条第2項別表に示した負担方法では、組合の管理運営に要する経費、中播北部クリーンセンターの建設費用及び火葬場の施設の維持管理及び事務費、施設の建設費用において人口割を採用しており、その人口は前年末住民基本台帳人口とすると規定しております。

例年、新年度予算を編成するにあたり、前年末の住民基本台帳人口では、算出基礎となる人口の確定が年初めとなり、事務組合及び構成町の予算編成スケジュールが非常にタイトになることから、今回算出基礎となる時期を前年4月1日現在に変更するものです。

この変更により、本町に関係してくるものは組合の管理運営に要する経費の算出のみで、現行の中播北部クリーンセンターや火葬場に関する経費については、神河町、市川町に適用されるものとなります。

議案第4号説明資料に新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

◇
休憩 午前 10 時 27 分
再開 午前 10 時 45 分
◇

議 長 会議を再開いたします。

- 日程第 10 議案第 5 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 12 議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 13 議案第 8 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 10、議案第 5 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 13、議案第 8 号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 4 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 5 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書により説明させていただきます。

持続可能な行財政運営の確保に資するため、町の特別職（町長、副町長、教育長及び公営企業管理者）の 4 人に支給する給与について、それぞれ減額しようとするものです。

附則に次の 4 項を加える改正で、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、つまり令和 7 年度の 1 年間の給料月額の特例としております。第 5 項は、町長の給料月額 83 万円から 24 万 9,000 円控除した額、つまり 3 割の減額としております。以下、第 6 項は副町長について 2 割の減額、第 7 項は教育長について 1.5 割（15%）の減額、第 8 項は公営企業管理者について 1 割の減額とするものです。

施行日は、令和 7 年 4 月 1 日になります。

なお、この改正による予算の減額は、金額で約 1,300 万円です。

議案第 5 号の説明は以上です。

続きまして、議案第 6 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

議案第 6 号説明資料の 1 ページにより説明させていただきます。

令和 6 年 8 月の人事院勧告の資料になります。

1 ページ左側です。

この給与制度のアップデート措置内容一覧です。この右側に米印の注記で、特記するものを除き令和 7 年 4 月から実施となっております。

条例改正に係る箇所を説明いたします。

俸給というタイトルの欄をご覧ください。

1 つ目のポツは、12 月定例会で議決をいただき、令和 6 年 4 月から遡及適用している内容です。2 つ目のポツで、係長級から本府省課長補佐級の俸給月額の

最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善とされていません。

次に、地域手当というタイトルの欄をご覧ください。

表が、見直し後の支給地域として、給地区分5級地の支給割合4%のところに兵庫県が記載されています。1ページ右側の下にも詳しい見直し後の支給地域等が示されていますので参考にしてください。

次に、左側のその他諸手当というタイトルの欄をご覧ください。

4つ目のポツ、管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保、5つ目のポツで、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化に対応となっています。

右側で、扶養手当の見直しの表で、配偶者の上側、現行6,500円を令和8年度に廃止しますが、2年間で段階的に実施として令和7年度は3,000円とします。一方、子は現行1万円を令和8年度に1万3,000円にしますが、令和7年度は1万1,500円とします。その下の管理職員特別勤務手当の支給対象拡大は、表の時間帯のところで、現行は午前0時から午前5時までが支給対象ですが、見直し後は午後10時から午前5時までと拡大されます。

2ページから、新旧対照表で主な箇所を説明します。文言の整理等は説明を割愛させていただきます。

右側の旧は現行で、左側、新が改正後、また改正箇所に下線を引いております。2ページ、第14条第3項、中段辺りの新で、扶養親族たる子について1人につき1万3,000円としています。

3ページをお願いします。

上から5行目、第15条の2は地域手当で、給料等の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を支給と定めます。

次の第16条は住居手当の条文です。右側の旧の第16条第1項第2号にある所有に係る住宅の住居手当を削除します。これは、1ページの人事院勧告の内容ではありませんが、福崎町は独自に持家に対しても住居手当を出しておりましたが、これまでも県からやめるように指導もいただいております。第15条の地域手当の支給等に合わせて廃止させていただくものです。第2項第2号には持家の住居手当の額が示されていたところです。

4ページをお願いします。

第17条は通勤手当の条文です。これも、住居手当と同じく国基準より高くなっており、福崎町は独自に片道1キロ以上の通勤距離で通勤手当を出すなどしていましたが、第15条の地域手当の支給等に合わせ、財政状況に鑑み、国基準に合わせさせていただくものです。

5ページです。

第25条の2が管理職員特別勤務手当で、午前0時からを午後10時からに改めます。

6ページの下段から10ページにかけて、別表第1の行政職給料表になります。3級の係長から6級の課長までの給料月額に下線が入っており、人勸に合わせて表が改訂される内容になりますが、これは別に号給の切替え表があり、現在の職員は号給は変わりますが、金額は変わらないものです。例えば6ページの右の旧で、3級5号俸の職員は26万5,300円ですが、6ページ左側の新では3級1号俸となって、26万5,300円の同額となるものです。

11ページ、12ページは通勤手当額表の改正です。左側の新で2キロ以上と

なり、単価も下がります。

13ページ以降は同様の内容の改正を行う関係条例で、第2条関係は福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第3条関係は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、15ページ、16ページは第4条関係、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

次に、議案の10ページをお願いいたします。

附則です。

上から3行目、第1項は、施行期日で令和7年4月1日から施行します。第2項は、先ほど説明した号給の切替えて、具体的には11ページから15ページの号給切替え表によっています。

次に、10ページ中段の第4項で、令和8年3月31日までの間、子に対する扶養手当は1万1,500円、配偶者に対する扶養手当は3,000円とします。

下から3行目、第5項で地域手当の月額、令和10年3月31日までの間、100分の4を超えない範囲で規則で定める割合と定めています。人事院勧告で、現在地域手当の支給がない福崎町は2%とするよう通知が出ており、それになります。

議案第6号の説明は以上です。

続きまして、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明いたします。

議案第7号説明資料により説明させていただきます。

1ページの右側をお願いいたします。

1. 概要です。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、これらの用語を規定する関係条例の整理を行うものです。表は用語の説明になります。

2. 改正内容です。

(1) 禁錮を拘禁刑に改正する条例は、福崎町表彰条例以下、記載の4つの条例です。

(2) 懲役を拘禁刑に改正する条例は、福崎町個人情報保護法施行条例以下、記載の2つの条例です。

施行期日は法律の施行日である令和7年6月1日です。

議案第7号の説明は以上です。

続きまして、議案第8号 福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

議案第8号説明資料により説明させていただきます。

1ページの右側です。

1. 概要です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する当該条例を改正するものです。

法律改正については、中段の表をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条に新たに第8項が追加され、その後ろの、改正前の第8項が第9項になり、以下同様の項ずれとなりました。それに伴い、表の下の2. 改正内容に記載のよ

うに条例第2条の定義で引用している項ずれ箇所を改正するものです。

施行期日は法律の施行日である令和7年4月1日です。

以上で、議案第5号から8号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第9号 町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議 長 日程第14、議案第9号 町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第9号 町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この条例は、行政改革の一環として、現行の基金の運用益のみ基金の目的事業に充当できるものから、基金全体額を目的事業に充当できるようにするため、3つの基金条例を一括して改正するものです。

改正内容につきましては、議案第9号資料のほうをご覧ください。

新旧対照表となっております。

上段の表、改正条例本文第1条、町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例の一部改正は、条例第2条の見出しを「(基金の額)から(基金の使途)」に、第1項を「基金の額は、877万円とする。」から、「基金は排水施設の維持管理のための経費に充てる。」に改め、同条第2項及び第3項を削っております。

中段の表は、改正条例本文第2条、福崎町教育奨励基金条例の一部改正で、条例第3条中、「その運用から生ずる収益金をもつて、」を削っております。

下段の表は、改正条例本文第3条、福崎町環境保全基金条例の一部改正で、条例第4条中、「の運用から生ずる収益」を削っております。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第9号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第15 議案第10号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第11号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第15、議案第10号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第11号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第10号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第10号説明資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律が、令和6年12月に改正さ

れたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正がなされたために、この政令に基づき制定している福崎町消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、1は、非常勤消防団員等の損害補償の補償基礎額を表のとおり改めます。

2は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に改めます。

3は、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を表のとおり改めます。

この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。

議案第10号説明資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、対象となる勤務年数の上限区分30年以上に、新たに35年以上の区分を設けるもので、各階級の支給額が、これまでの最高額から、35年以上において一律10万円引き上げられることとなります。

この改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用します。

議案第11号説明資料に新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で議案第11号の説明を終わります。2議案ともご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

日程第17 議案12号 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第17、議案第12号 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第12号 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料1ページをお開きください。

本条例は昭和46年に制定されている条例であって、長寿高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とし、福崎町に居住する77歳の高齢者に対して1万円を、88歳の高齢者に対しては2万円を支給する事業です。

しかしながら、人口構造の変化や時代背景を鑑み、高齢者と呼ばれる年齢であっても、心身が健康であり活発な社会活動を行う人が増えたことから、77歳が長寿という認識はなくなりつつあります。

近隣市町においても、同様の理由により77歳への支給を廃止しているところ

です。以上の理由により77歳への支給を廃止する内容に改めます。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条での改正は、先ほど申し上げました、77歳の方への支給の文言を削除するものです。第3条での改正は、77歳の方への支給額を削除します。第4条での改正は支給日時を限定しているものを現状に合わせて改めるものです。

この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上、議案第12号 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

- 日程第18 議案第13号 福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 福崎町下水道事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第18、議案第13号 福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第15号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業管理者 議案第13号から15号の3議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第13号 福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料1ページをご覧ください。

まず、1. 条例改正の趣旨ですが、令和6年3月29日に水道法施行令の改正等を内容とする政令が公布されたことにより、令和7年4月1日から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、当町においても本条例において同様の改正を行うものです。

条例改正の概要ですが、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、実務年数の見直し等を行うものです。

併せて、その他所要の改正を行います。

次に、資料1ページの2. 改正後の資格要件ですが、①の表が布設工事監督者、資料右側の②の表が水道技術管理者となり、技術上の実務経験の項で、現行と改正案の資格要件はこの表のとおりとなっております。

現行が斜線で、改正案に年数の記載のあるものは、新たに追加された要件となります。

最後に、施行期日につきましては令和7年4月1日としております。

議案資料2ページから5ページには新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第14号資料1ページをお開きください。

中段の改正内容のところにお示ししておりますように、今回の条例改正は平均14.23%の下水道使用料の改定をお願いするものです。

上段の改正経緯ですが、公共下水道の使用料は平成17年の供用開始以来、改定を行わず現行の使用料体系を維持してきました。その結果、本来使用料で回収すべき経費回収率は100%を下回っており、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄っていない状況が続いています。

そこで、上下水道事業審議会に下水道使用料のあり方について諮問し、主に3点について検討を進めていただきました。

1点目は、経営基盤となるべき使用料水準の適正化。2点目は、区域によって異なる使用料体系の統一。3点目は受益者負担金と新規加入金の統一です。

議案資料3、4ページは、上下水道事業審議会の答申書となります。簡潔に内容をご説明申し上げます。

下水道使用料の在り方については、5回の審議会を開催していただき、令和6年12月26日に諮問していただきました内容について答申をいただきました。

はじめにでは、本町の下水道整備とこれまでの審議会の経緯などがまとめられています。

次に、答申内容です。(1)は適正な下水道使用料のあり方についてです。ここでは、経費回収率100%を目標とすること、資産維持費の計上は使用料改定率を抑えるため、今回の見直しにおいては計上しないが、将来の検討課題とすることが答申されています。

資料4ページ(2)は農業集落排水と公共下水道の使用料の統一についてです。公共サービスに対する負担の公平性の観点から、今回の使用料改定に合わせ、使用料体系の統一を行うことが望ましいとされています。

(3)は公共下水道受益者負担金と農業集落排水新規加入金のあり方についてです。受益者負担金と新規加入金についても負担の公平性の観点から統一することが望ましいとの答申となっております。

(4)は下水道の使用料案についてです。複数の案から3つの案を改定候補とし、それらを比較・検討して、改定案の中から安定経営に資する基本使用料の割合が比較的高く、従量使用料において使用者間の負担の公平性が高いと判断できる案を選定し、4ページ左下の使用料案で具体的に示されています。

この案では、基本使用料は公共下水道で現行の22.4%増、農業集落排水は現行の半額となる1,200円としています。また、従量使用料は現行の公共下水道使用料単価に一定額である20円ずつを増額した案で、使用水量が多い区分ほど改定率を低く抑えることで、大口使用者に依存した状況になっている使用料収入を分散させ、安定した経営を目指す案となっています。

3.付帯意見では、引き続き、接続率の向上や経費削減に取り組むこと、住民への広報や、定期的な見直しの必要性、今後の課題などが示されています。

以上が答申の内容ですが、この答申に沿って、条例の改正案をお示ししております。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご覧ください。

別表の改正となります。

改正内容は答申書のところでご説明を申し上げますとおり、基本使用料を1,200円とし、従量使用料は現行の使用料単価に一定額である20円ずつを増額しています。

今回の改正では、平均14.23%の改定率となり、年度途中の改定となるため、令和8年度以降で申し上げますと、年間約4,500万円の増収を見込んでいます。

議案に戻っていただき、附則をご覧ください。

施行期日と経過措置を規定しています。この条例は周知期間やシステム改修を踏まえ、令和7年10月1日から施行いたします。

経過措置の説明につきましては、議案資料5ページをご覧ください。

現在川東地区は奇数月に、川西地区は偶数月に検針を行っています。

川東地区を例に取りますと、11月検針は変更日である令和7年10月1日以前の使用期間を含んでおりますので、旧の使用料体系での請求となります。川西地区につきましても考え方は同様です。

最後に、参考としまして、資料6ページ左側に公共下水道、右側に農業集落排水の使用水量ごとの使用料比較表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第15号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第15号資料1ページをご覧ください。

改正経緯ですが、農業集落排水は平成21年に現行の使用料体系に改定し、公共下水道とは異なる使用料体系で運営してきました。

議案第14号で説明をさせていただいたように、このたび上下水道事業審議会に使用料体系の統一について諮問し、公共サービスの負担の公平性の観点及び、兵庫県下で公共下水道と農業集落排水の使用料体系が異なるのは福崎町のみである状況から、使用料体系の統一が望ましいとの答申を受けております。

上下水道事業審議会の答申内容につきましては、議案第14号資料3、4ページでご説明をさせていただいたとおりでございます。この答申の内容に沿って、条例の改正案をご説明いたします。

議案第15号資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご覧ください。

別表の改正となります。

改正内容は、基本使用料を現行の半額となる1,200円とし、従量使用料は10m³を超える分について一律95円であったものを、公共下水道の新従量使用料と統一をいたします。

改定後の使用水量ごとの増減額及び改定率については、議案第14号資料6ページをご参照ください。

次に、農業集落排水新規加入金と公共下水道受益者負担金の額の統一についてですが、議案第15号資料3ページをご覧ください。

これまで農業集落排水区域の新規加入金は地区ごとに異なった金額となっており、徴収の根拠は福崎町土地改良事業分担金徴収条例で定められています。

この条例において、町営土地改良事業に農業集落排水事業が定義されており、その新規加入金の額については、条例の委任規定により福崎町下水道新規加入者取扱規程で定めていますので、土地改良事業分担金徴収条例の改正は不要ですが、規程については、資料3ページの表にお示しをしております公共下水道事業の受益者負担金の額に統一するための所要の改正を行います。

また、関連をいたします農業集落排水の公共下水道への統合につきましては、令和7年度に板坂地区から順次工事を実施し、完了した地区から公共下水道区域に編入をいたします。

議案に戻っていただき、附則をご覧ください。

施行期日と経過措置を規定しています。

内容につきましては、議案第14号と同様となります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。3議案ともよろしくご審議を賜り、

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 福崎町第 3 期子ども・子育て支援事業計画について

議 長 日程第 2 1、議案第 1 6 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第 2 3、議案第 1 8 号 福崎町第 3 期子ども・子育て支援事業計画についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第 1 6 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 1 6 号資料 1 ページをご覧ください。

本議案は、特定教育・保育施設等の国基準が改正されたため改正を行うものです。

特定教育・保育施設とは、大まかに言いますと、こども園、幼稚園、保育所等で定員が 20 人以上の認可を受けている施設をいいます。

主な内容のところ、改正内容は 5 点あります。

1 点目は、15 条で上位法の引用条項が変更となったため整理を行うための改正です。

2 点目は、23 条で利用申込者が施設の選択をするのに必要な重要事項の掲示方法について、書面に加え、インターネットを利用することを規定するものです。

3 点目は、35 条は特別利用保育について、36 条は特別利用教育について、それぞれ読替規定を整理するための改正です。

4 点目は、37 条、42 条、附則 4 条で、地域型保育事業者（これは 19 人以下の小規模事業者です）は 20 人以上の保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設を確保する必要がありますが、必要な支援を行うことができると認める場合は、連携施設の確保をしないとする改正と、この規定について経過措置期間が 5 年延長され、施行日から 15 年（令和 11 年度まで）とされましたので同様の改正を行うものです。

5 点目は、53 条で、電磁的記録に関する規定において、施設が交付または提出する書面等に係る規定に「磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等」としていたところを、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図るための改正を行うものです。

続きまして、議案第 1 7 号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 1 7 号資料 1 ページをご覧ください。

説明資料の右側に事業類型をお示ししております。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 つの類型があり、それぞれ、事業主体、保育実施場所、認可定員により分類されます。認可定員 19 人以下の小規模な施設であります。

これらの家庭的保育事業等は、本条例に規定する基準に基づき、町長が認可す

る事業であり、現在福崎町に該当する施設はございません。

それでは、議案資料の左側の改正の概要をご覧ください。

本議案は家庭的保育事業等の国基準が改正されたため改正を行うものです。

主な内容のところ、改正内容は3点あります。

1点目は、6条、附則3条で、先ほどご説明いたしました議案第16号の改正点の4番と同じで、家庭的保育事業者等は20人以上の保育所、幼稚園、認定こども園などの連携施設を確保する必要がありますが、必要な支援を行うことができる」と認める場合は、連携施設の確保をしないとする改正と、この規定について経過措置期間が5年延長され、施行日から15年（令和11年度まで）とされましたので同様の改正を行うものです。

2点目は、16条で栄養士に関する規定の改正で、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する食事の提供を当該施設以外で調理し搬入する場合に「栄養士」による必要な配慮が行われることを規定していますが、「栄養士」に加えて「管理栄養士」を追加する改正を行うものです。

3点目は、29条、31条、44条、47条で職員配置基準の規程の改正で、3歳児については、おおむね20人につき1人以上の職員を置くところを、おおむね15人につき1人以上に、4、5歳児については、おおむね30人に1人以上の職員を置くところを、おおむね25人につき1人以上とするように改正を行うものです。

続きまして、議案第18号 福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画について、ご説明申し上げます。

福崎町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく、今後の福崎町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画であります。第2期計画が最終年度を迎え、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出、子ども・子育て環境の変化などに対応するため、令和7年度から11年度までの新たな5年間を計画期間とする福崎町第3期子ども・子育て支援計画を策定いたしましたので、福崎町議会基本条例第22条第4号の規定により議会の議決をお願いするものです。

なお、計画の策定にあたりましては、福崎町子ども・子育て会議においてご審議いただくとともに、令和5年度に、町内在住の小学校入学前から小学校6年生までの保護者全員にアンケート調査を、令和6年度にはパブリックコメントを実施するなど、住民意見の反映に努めて策定いたしました。

議案の福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画（案）をご覧ください。

1ページからの第1章は、計画策定の趣旨と背景、計画期間、策定体制を定め、4ページからの第2章では、福崎町の子ども・子育てを取り巻く現状として、統計から見た現状、アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズについて記載しています。

26ページからは第3章、計画の基本的な考え方で、基本理念を「地域がともに支え合い、すべての子どもと子育て家庭が安心して健やかに暮らせるまちふくさき」を継続して定め、基本目標として、1. 地域における子育て支援体制づくり、2. 親と子の健康の確保と切れ目のない支援体制の充実、3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4. 仕事と子育ての両立の推進、5. 子どもや子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくり、6. 配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実と規定しています。

31ページからは第4章、施策の展開で、第3章で定めた6つの基本目標ごとに基本施策を定め、施策の方向性、現状と課題、主な取組について記載してい

ます。

56ページから第5章、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策で、令和7年度から5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について定めており、57ページから64ページに各事業の量の見込みと提供体制の確保量について記載をしております。アンケート調査での分析結果や過去の実績を基にしながら計画を立てました。

65ページから第6章、計画の推進で、計画の点検・評価、計画の推進体制等を定め、関係機関が連携して計画の推進に取り組み、子ども・子育て会議のご意見を伺いながら、計画の進行管理をしていくことを規定しております。

以上で説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第19号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について

議 長 日程第24、議案第19号 令和6年度福崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第19号について、ご説明いたします。

令和6年度一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,200万円を減額し、補正後の予算総額を101億8,070万円とするものであります。

歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示ししております。

歳出予算の補正概要につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

事項別明細書57、58ページをお開きください。

議会費は、実績見込みにより358万円の減額補正としています。うち、議会議員費用弁償が100万円の減、議会映像配信業務委託料が146万円の減となっております。

次に、59ページから64ページにかけての総務管理費は、2,863万9,000円の減額補正としております。

減額は、実績見込みによるものが主で、増額の主なものは、59、60ページの5目、財産管理費、減債基金積立金3,839万3,000円の増額は、普通交付税の12月再算定により臨時財政対策債償還基金費が追加され、その分を減債基金に積み立てるものであります。

61、62ページの7目、地域振興費のふるさと応援寄附金関係の増は、ふるさと応援寄附金が当初の1億円から1億2,000万円の見込みになることに合わせ、積立金及び記念品代、手数料等を増額するものであります。

次に、65、66ページをご覧ください。

徴税費の441万2,000円の減額は、実績見込みによるものであります。

次のページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費の162万円の増額は、実績見込みによる減額と、戸籍振り仮名通知事業を行うための諸用紙印刷代・郵便料・振り仮名記録記載に係る電算システム改修業務委託料を増額しております。補正後の予算のうち、710万円を繰越しし、4月以降事業を実施いたします。

次に、69ページから72ページにかけての選挙費185万9,000円の減額は、70ページの一番上、町議会議員選挙費の選挙掲示板製作等業務委託料の物価高騰による50万円の増額と衆議院議員総選挙費、兵庫県知事選挙費の

実績による減額であります。

次に、73ページから76ページにかけての社会福祉費1,330万3,000円の増額は、実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額が、73、74ページの2目、障害福祉費の障害福祉サービス支援費給付が3,320万円の増、4目、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金が636万1,000円の増などとなっています。

77、78ページの児童福祉費2,193万3,000円の増額は、児童手当費などの実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額が、4目、認定こども園費の私立認定こども園施設型給付費負担金が入園者の増加により4,420万2,000円の増、町外公立認定こども園施設型給付費負担金も入園者の増により300万円の増などとなっています。

次のページをお開きください。

保健衛生費の1,181万2,000円の減額の主なものは、2目、予防費の予防接種ワクチン等薬品代が新型コロナワクチンの実績見込みの減などにより600万円の減、3目、保健センター運営費の施設改修工事費が防水工事の実績により305万2,000円の減となっています。

次のページをお開きください。

清掃費の1億7,464万7,000円の減額は、実績見込みにより中播衛生施設事務組合負担金が498万8,000円の減、中播北部行政事務組合負担金が1億6,930万9,000円の減となっています。

減額の内容につきましては、中播衛生施設事務組合並びに中播北部行政事務組合の補正予算及び分担金精算表を議案第19号資料1ページから4ページにお示ししておりますのでご参照ください。

次に、83ページから86ページにかけての農業費6,899万円の増額は、実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額が、83、84ページの8目、ほ場整備事業費、高岡福田地区ほ場整備事業負担金が国補正予算により1,478万円の増、83ページから86ページにかけての9目、ため池整備事業費の(南大貫)宮の池改修工事費が県予算配分の増加により7,440万円の増となっています。これは全額繰り越しまして、令和7年度当初予算2,750万円を含め、約1億円の工事費で令和7年度に池の堤体改修工事を行います。

次に、87、88ページをお開きください。

林業費の621万9,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお開きください。

商工費708万5,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお開きください。

道路橋梁費の8,939万円の減額は、実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額は、2目、道路改修費が、西治長野線などの国補正予算により道路改修工事費が3,725万円の増となっています。このうち3,700万円を繰り越します。

次のページをお開きください。

河川費は、入札減など実績により1,660万円の減額となっています。

次のページをお開きください。

都市計画費は、115万9,000円の減額となっています。1目、都市計画総務費、姫路市連携コミュニティバス運行補助金が、運行経費の増加により4万1,000円の増、3目、公園管理費が入札減などにより120万円の減となっています。

次のページをお開きください。

住宅費の1, 560万7, 000円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお開きください。

消防費の2, 982万3, 000円の減額は、実績見込みによるものです。1目、常備消防費では設計業務委託料が600万円の増、中播消防署北部出張所建替事業負担金が2, 134万1, 000円の減となっています。

次のページをお開きください。

教育総務費の事務局費では、各種大会等参加費補助金の実績見込みにより224万円の増となっています。

次のページをお開きください。

小学校管理費の2, 065万円の増額の主なものは、1目、学校管理費で国の補正予算採択により、田原小学校の普通教室を1室増設する施設改修工事費を2, 100万円計上しております。議案第19号資料8ページをご覧ください。工事概要を記載しております。校舎2階のコンピュータ室を図書室に改修し、その横の会議室を個別指導室に、3階の図書室を普通教室に改修します。この事業費2, 100万円に対し、財源は国庫補助金が事業費の約3分の1で701万2, 000円、町債が1, 390万円となっております。

次のページをお開きください。

中学校費の98万9, 000円の減額は、1目、学校管理費のわくわくオーケストラ教室事業補助金がバス借上料の高騰により15万1, 000円の増額、2目、教育振興費が実績見込みにより114万円の減額となっています。

次のページをご覧ください。

社会教育費の3, 016万2, 000円の減額は、実績見込みによる減額と、2目、公民館費の文化功績賞が、受賞者の増加により26万円の増となっております。

次のページをお開きください。

保健体育費の75万3, 000円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお開きください。

公債費の2目、利子の一時借入金利子200万円の増額は、金融機関への一時借入金の増加及び金利の上昇によるものです。

次に、歳入補正について、ご説明いたします。

事項別明細書に戻っていただきまして、歳入の1ページ、2ページをお開きください。

町税になります。

町民税の5, 292万5, 000円の増額は、実績見込みにより、個人住民税所得割が6, 700万円の増、法人均等割が300万円の減、税割が1, 100万円の減となっています。

次のページをお開きください。

固定資産税は、3, 010万円の増額としております。実績見込みにより、家屋が310万円の増、償却資産が2, 700万円の増となっております。

次のページをお開きください。

町たばこ税は、実績見込みにより410万円の減としております。

次に、7ページから24ページにかけての2款、地方譲与税から10款の地方特例交付金は、県の実績見込みや交付実績に合わせ6, 200万8, 000円の増収を見込んでおります。このうち14ページの株式等譲渡所得割交付金が1, 650万円の増、18ページの地方消費税交付金が3, 120万円の増と

なっております。

次に25、26ページの、11款、地方交付税は12月再算定の結果、普通交付税が7,481万6,000円の増額となっております。

次に27ページから30ページにかけて13款、分担金及び負担金は実績見込みにより1,253万円の減としています。

次に31ページから36ページにかけての15款、国庫支出金は事業費の増減に伴い2,474万7,000円の減額としています。実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額は、32ページの4節、児童福祉費負担金、私立認定こども園給付費負担金が1,815万6,000円の増となっております。

37ページから42ページにかけての、16款、県支出金は実績見込みにより、1,820万1,000円の増額としています。

実績見込みによる減額と、実績見込みによる増額は、38ページの4節、児童福祉費負担金、私立認定こども園給付費負担金が1,096万6,000円の増、40ページの4目、農林水産業費補助金の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金が（南大貫）宮の池改修工事費の増額により4,438万7,000円の増となっております。

次に47、48ページの18款の寄附金は2,574万4,000円の増としています。うち、ふるさと応援寄附金が1億2,000万円を見込み、2,000万円の増、企業版ふるさと納税寄附金が540万円の増などとしています。次のページをお開きください。

19款、繰入金は、2億2,277万5,000円の減額としています。このうち、財政調整基金繰入金は当初予算で4億2,800万円、12月補正後で5億280万円の繰入れを見込んでおりましたが、3月補正では歳入の町税や地方交付税を含む譲与税・交付金の増などにより2億1,280万円の減額となり、補正後の財政調整基金繰入金は2億9,000万円となりました。

次に53、54ページをお開きください。

21款、諸収入は実績見込みにより6,012万4,000円の減額としています。このうちデジタル基盤改革支援補助金が情報システム標準化事業の事業量の減少により7,770万円の減となっております。

次のページをお開きください。

22款、町債は2億2,810万円の減額としています。

事業の増減による補正で、清掃費の廃棄物処理施設整備事業債が神崎郡ごみ処理施設建設事業の減少により1億6,640万円の減、農業債が国補正予算の増額などによる事業量の増に伴い2,940万円の増などとなっております。

以上が、歳入歳出予算補正についての説明となります。

次は、議案にお戻りください。

第2条は、繰越明許費でございます。

議案5ページ、6ページの計10事業で合計2億7,650万円を翌年度へ繰り越しする予定としております。繰越明許費の事業内容、繰越理由につきましては議案第19号資料9ページのとおりであります。

次に、議案の第3条、地方債の補正につきましては、歳出でご説明しました事業に対する起債で、議案の7ページから9ページのとおりとなっております。

利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

なお、借入利率の限度額を金利上昇を見込み3.0%以内に変更いたしております。

以上、議案第19号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせて

いただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第25 議案第20号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第26 議案第21号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
について

議 長 日程第25、議案第20号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第26、議案第21号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第20号 令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,978万7,000円を減額し、補正後の予算額を、それぞれ18億5,250万円とするものです。

議案第20号資料1ページから5ページにお示ししておりますのでご参照ください。

資料4ページをお願いします。

保険給付費月別状況です。それぞれ、月の途中に太線を入れておりますが、太線までは実績値、その下については見込み値となっております。

左の欄、年間異動状況の全被保険者数は4月3,216人、12月は3,045人で171人減少しています。

歳出の大部分を占める療養給付費は、太線から下の12月診療分から2月診療分につきましては、1人当たりの療養給付費の伸び率を直近5年間の対前年度伸び率の推移から5.6%と見込んで算出しております。

療養給付費の見込みは10億9,338万6,000円です。当初予算額11億3,980万円から3,980万円を減額し、最終予算額を11億円と見込んでいます。表の下に米印で記載しておりますが、最後の2月診療分については概算で請求されるため、先ほどの見込額の表は、概算分2,500万円を加えた額で算出しています。

1列飛んで右の列、高額介護・医療合算療養費は、補正後予算額38万5,000円で、当初予算額30万円に8万5,000円を増額いたします。

資料2ページをお願いします。

歳出の勘定表です。3月補正額の列をご覧ください。

まず総務費ですが、国保システム標準化委託料について、委託を予定していた内容を一部変更したこと及びマイナ保険証一体化に伴うシステム改修委託料が減額になったこと等により、1,157万5,000円の減額を見込んでいます。

次に保険給付費ですが、給付の状況については先ほど報告させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額13億2,426万6,000円に対し、補正後予算額12億8,455万1,000円となり、3,971万5,000円の減額を見込んでおります。対前年度決算比2.3%減の見込みです。

歳出合計は補正後、18億5,250万円で、対前年度決算比1.5%減、当

初予算比1.7%減を見込んでいます。

資料1ページをお願いします。

歳入では、保険税につきましては、現年度分、滞納繰越分とも増額の見込みで、全体として1,240万円増額の見込みです。

徴収率は現年度医療分で94.5%、介護分で91.5%を見込んでいます。

県支出金につきましては、普通交付金は保険給付費に対する兵庫県からの交付金で、先ほど説明させていただいた療養給付費等の減により、総額で12億8,028万5,000円となり、3,971万5,000円の減額を見込んでおります。県繰入金などの特別交付金は実績見込みにより、1,033万2,000円減額の見込みです。

繰入金については、全体で予算現額1億9,158万7,000円に対し、補正後予算額は1億7,703万3,000円となり、1,455万4,000円の減額見込みです。

歳入合計は補正後、18億5,250万円で、対前年度決算比2.5%減、当初予算比1.7%減の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の13、14ページをお願いいたします。

総務管理費は、国保システム標準化業務委託料955万7,000円の減額、特別調整交付金申請支援業務委託料68万円の増額、電算システム改修委託料269万8,000円の減額です。

15、16ページをお願いいたします。

療養諸費は、先ほど説明させていただきましたが、実績見込みにより、3,980万円減額するものです。

17、18ページをお願いします。

高額医療高額介護合算療養費につきましては、実績見込みにより、8万5,000円を増額するものです。

23、24ページをお願いします。

保険給付費等交付金償還金では、不当利得に伴う県への保険給付費の返還金で、150万3,000円を増額するものです。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入1、2ページをお願いします。

保険税は現年度、過年度合わせて合計1,240万円の増額となります。

3、4ページをお願いいたします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化のシステム改修等に係る国庫補助金で、281万7,000円増額します。

5、6ページをお願いします。

保険給付費等交付金は、先ほど申し上げた保険給付費の減により、普通交付金は3,971万5,000円の減、特別交付金はそれぞれ実績見込みにより1,033万2,000円の減で、合計5,004万7,000円を減額します。

7、8ページをお願いします。

一般会計繰入金399万6,000円の増額は、交付決定により保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は115万7,000円の増額、保険者支援分は137万5,000円の増額、未就学児均等割保険税繰入金は4万円の減額、産前産後保険税繰入金は10万7,000円増額、職員給与費等繰入金は34万円の増額、財政安定化支援事業繰入金は14万4,000円の減額、その他一般

会計繰入金は、地方単独波及分の増などにより120万1,000円を増額しております。

9、10ページをお願いします。

財政調整基金繰入金は、保険税の増収及び国保システム標準化委託料の減により1,855万円減額します。

11、12ページをお願いします。

第三者納付金は、第三者行為による納付金分を40万3,000円減額するものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万5,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ3億4,707万円とするものです。

補正の内容は、保険料の実績見込みによる増額等です。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書の歳出5、6ページをお願いします。

広域連合納付金214万5,000円の増額は、保険料納付金430万円の増額と、保険基盤安定納付金215万5,000円の減額によるものです。

次に、歳入の説明を申し上げます。

歳入1、2ページをお願いします。

保険料430万円の増額は、現年度分430万円の増額で、現年度の収納率は99.4%を見込んでいます。

3、4ページをお願いします。

一般会計繰入金215万5,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

議案資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第21号の説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第27 議案第22号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議 長 日程第27、議案第22号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第22号 令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,690万円

を追加し、補正後の予算額を、それぞれ19億1,160万円とするものがございます。

議案第22号資料3ページをお開き願います。

まずは、介護保険事業の状況について、ご説明を申し上げます。

左上の表ですが、65歳以上の人口推移は令和6年3月末5,513人、12月末では5,508人となり、高齢化率は29.7%でございます。

65歳以上の方の人数は減少しましたが、その右側の欄、75歳以上の人口は、令和6年3月末3,135人から令和6年12月末3,215人となり、80人人数が増加しております。

その下側の表、2番の要介護認定者数は令和6年3月末1,076人、12月末1,092人で16人の増となりました。

次に、右側中段の表ですが、令和5年4月からの月別の被保険者等の人数の推移でございます。

右側から4列目、要介護認定者の人数の伸びに従って、介護サービスを利用する方の数は、その右側居宅サービス利用者数、施設サービス利用者数、地域密着型サービス利用者数とも、その人数は上昇し続けていることが分かります。今回の歳出の補正は、要支援、要介護の方の増加による介護サービス利用増による給付費の増額が主なものになります。

それでは議案書の事項別明細書でご説明いたします。

歳出21、22ページをお開き願います。

1目、一般管理費75万9,000円の増額は、介護報酬改定に伴うシステム改修費用の追加分です。

次、23、24ページをお開き願います。

1目、認定調査費115万9,000円の減額は、主治医意見書作成件数の実績見込みなどによるものです。

次、25から26ページをお開き願います。

1目、介護サービス給付費等諸費6,400万円の増額は、要支援、要介護の方の増加による介護サービス利用増による給付費の増額です。

27から28ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費342万8,000円の減額は、12節、委託料については、各介護予防事業の利用者数の実績による減額等でございます。

2目、介護予防ケアマネジメント事業費87万5,000円の減額は、12節、委託料の減額で、要支援の方のプラン作成の件数の減によるものです。

29から30ページをお開き願います。

1目、一般介護予防事業費11万円の増額は、認知症カフェに対する補助金で実施対象の増加等によるものです。

31から32ページをお開き願います。

1目、総合相談事業費110万円の減額は、12節、委託料の減額で電算機器の保守管理費用の実績による減額です。

4目、任意事業費140万7,000円の減額は、実績による成年後見人報償金と、認知症高齢者等やすらぎ支援事業委託料の減額です。

33、34ページをお開き願います。

1目、介護保険財政調整基金積立金の100万円の増額は、次の35、36ページの1目、他会計繰出金と連動しておりまして、令和6年度より一般会計で実施しています高齢者の軽度難聴の方が補聴器を購入した際に補助金を支給す

る事業に、介護保険で国から交付金としてもらえる保険者機能強化推進交付金を充当する予定で繰出金として計上をしておりましたが、補聴器の購入に対する補助のみでは対象とならないことが分かりましたため、繰出金は減額して、基金として積み立てるものでございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入 1、2 ページをお開き願います。

1 ページ、使用料及び手数料の、2 目、ケアマネジメント事業手数料 90 万円の減額は、実績による減額です。

3 ページから 4 ページをお開き願います。

国庫支出金の 1 目、介護給付費負担金から 11 ページから 12 ページの県支出金までは、歳出でご説明いたしました給付費の増額と、地域支援事業の補正による、国、県、支払基金交付金それぞれの負担割合による金額の補正となります。

13 ページから 14 ページの財産収入の財政調整基金の利子は、実績見込みによる増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。

一般会計繰入金 636 万 1,000 円の増額は、こちらも給付費の増額と地域支援事業費の補正に伴う、町負担分の負担割合による金額の補正となります。

17 から 18 ページをお開きください。

繰入金の 1 目、介護保険財政調整基金繰入金 787 万 3,000 円の増額は、主に給付費の増額に充当するものでございます。

19 ページから 20 ページをお開きください。

諸収入、2 目、雑入 29 万円の減額は、介護予防教室の利用者負担金の減額で実績見込みによるものでございます。

議案資料 1 ページから 2 ページには勘定表を、4 ページには令和 6 年度月別の介護給付費の実績表をお付けしておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

日程第 28 議案第 23 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議 長 日程第 28、議案第 23 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第 23 号 令和 6 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

補正予算第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を 678 万 6,000 円減額し、10 億 2,829 万 8,000 円に、支出、下水道事業費用を 525 万 4,000 円減額し、9 億 9,711 万 8,000 円といたします。

次の補正予算に関する説明書、下水補 1 ページには、実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第 23 号資料でご説明申し上げます。

収益的収入及び支出です。

この資料は、各目・節ごとの補正予定額と、その右には、公共、農集、個別のセグメントの内訳をお示ししております。

上段の収入では、営業収益において、下水道使用料を実績見込みにより678万6,000円減額し、3億8,680万6,000円にいたします。

下段は支出です。

営業費用では、処理場費で農業集落排水施設の電気代が不足したため、光熱水費を300万円増額し、6,208万1,000円に。浄化槽費では、個別排水区域で浄化槽のブロワーが故障したため、その修繕費として5万円を増額。業務費では、受益者負担金システムの更新を見送ったため、その更新委託料815万1,000円を減額し、784万2,000円といたします。

また、これらの結果で、消費税の納付額が減少し、営業外費用で消費税を15万3,000円減額いたします。

議案にお戻りください。

その他の説明書としまして、下水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補3ページから5ページには、令和6年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第29 議案第24号 令和7年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第29、議案第24号 令和7年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第24号 令和7年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書といたしまして、別冊の一番上に、予算の概要等の24ページまでの資料と各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。

また、議案の後ろに、各予算の説明資料をお付けしておりますので、それぞれ、審議の参考としていただきたいと思います。

それでは、議案の表紙をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を113億1,700万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1、2ページの歳入、3、4ページの歳出のとおりとしております。

予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の上に別冊として添付しております。予算に関する概要書の5ページをご覧ください。

一般会計の歳入内訳であります。

1款、町税は33億164万1,000円で、定額減税が終了したことなどにより対前年度比1億2,317万1,000円、前年度比3.9%の増収と見込んでおります。

2款、地方譲与税から9款、環境性能割交付金までの譲与税・交付金は、国・県の伸び率・令和6年度実績などを参考に算出しており、主な増減は、5款、株式等譲渡所得割交付金が1,390万円の増の4,050万円、7款、地方消費税交付金が6,380万円増の5億5,880万円としています。10款、地方特例交付金は、減収補填特例交付金のうち、定額減税分8,400万円が終了したことなどにより9,960万円減の3,560万円となっています。

11款、地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政収入額では、個人所得割、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金などの増収、法人税割、減

収補填特例交付金の減収を見込み、基準財政需要額では個別算定経費・包括算定経費とも令和6年度交付実績や国が推計した伸び率を基に算定した結果、対前年度予算比較で、普通交付税が2,000万円増の16億6,000万円、特別交付税は前年度同額の1億3,000万円としています。

なお、令和7年度臨時財政対策債が発行なしで3,000万円減のため、普通交付税に臨時財政対策債を含めると前年度から1,000万円の減となっています。

事業量に伴い、15款、国庫支出金は、2億599万5,000円増の11億9,031万円、16款、県支出金は、2,193万6,000円減の5億8,108万1,000円、18款、寄附金は、5,305万円増の1億5,815万円、このうち、ふるさと応援寄附金を5,000万円増の1億5,000万円見込んでおります。

22款、町債は、事業の増加により4億4,550万円増の15億3,600万円を見込んでいます。うち、臨時財政対策債はゼロとなっております。

歳入・歳出見積りの結果、19款、繰入金の1行下、財政調整基金繰入金は一般財源が不足する額3億900万円を財政調整基金から繰り入れる予算編成としています。町税の増収やふるさと応援寄附金の増加などによる基金繰入金の増、行政改革や財源の確保による歳出一般財源の減により、財政調整基金繰入金は令和6年度予算から1億1,900万円減少しました。

次に、概要書の7ページから12ページにかけては、歳出の内訳（目的別・性質別）と5年間の推移、地方債残高、基金残高の10年間の推移をそれぞれ記載しておりますので、後ほどお目通しください。

次に、一般職員の配置員数、人件費につきまして総括的に説明いたします。

議案第24号資料、1ページをお開きください。

この資料では、一般会計の目ごとと、特別会計ごとの配置職員数、それぞれの一般職員の増減理由と総人件費をお示ししています。1行目の一般会計に属する職員数のうち、正規職員は126人、再任用職員7人と、会計年度任用職員・臨時職員が366人の計499人です。

2ページをご覧ください。

下から2行目になります。

全会計では、正規職員145人、再任用職員7人、会計年度任用職員・臨時職員が385人の合計537人です。一番下の行になりますが、全会計で、人件費総額では、令和6年度当初予算比較で1億2,529万5,000円増の20億3,272万4,000円です。

なお、一般会計における人件費総額は、令和6年度当初予算比較で1億2,744万2,000円増の18億3,922万6,000円です。

なお、資料はございませんが、一般会計における人件費の主な増減内訳は、特別職人件費が特別職の給料を町長3割、副町長2割、教育長1.5割カットすることにより、1,230万円の減、人勧等により一般職員給が1,118万円の増、臨時職員・会計年度任用職員給料が1,300万円の増、会計年度任用職員報酬が時給単価の引上げ等により5,450万円の増、令和7年度新設された給与等の2%を支給する地域手当が2,000万円の増、通勤手当が国基準への見直しにより1,700万円の減、期末勤勉手当が令和6年度人勧などにより2,600万円の増、共済費が1,410万円の増となっています。なお、全会計の一般職に係る給与費明細につきましては、議案資料3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

続きまして、歳出の説明をいたします。例年、予算に関する説明書の事項別明細書で主なものを説明しておりましたが、今回から予算に関する説明書の上に別紙として添付しております予算に関する概要書の13ページから22ページに記載しております令和7年度予算主要事業で、大きく予算が増減する事業や新規事業について説明させていただきます。

それでは、予算に関する概要書、13ページをご覧ください。

1、ともに進める持続可能なまちづくり、上段の表、多様な主体との協働の推進、2款1項7目、地域振興費の拡充の「拡」のところ、福崎まつり運営事業では、運営委託料を800万円に増額し、福崎夏まつり・秋まつりで第50回記念イベントを実施します。地域活性化事業では、イベント実施業務委託料921万円で、例年の事業に加え、「新」のところですが、妖怪やもち麦などの町の魅力や特産品のPR活動を産官学連携で行うもちむぎブランド化事業と柳田國男生誕150年記念事業として秋まつりにエルデホールで文化講演会の代わりに妖怪を題材とした演劇サーカスの大阪マスターズ公演を実施します。議案資料6ページに地域活性化事業の事業費と財源の一覧を記載しております。

次に、14ページをご覧ください。

上段の表、環境保全の推進、4款2項2目、ごみ処理費の「行」のところ、中播北部行政事務組合負担金3億6,094万6,000円は、神崎郡ごみ処理施設建設事業分担金が主なもので、令和7年度は用地造成を完了させ、施設建設に着手します。議案資料18ページから20ページに中播北部行政事務組合の予算・負担金の明細、神崎郡ごみ処理施設の配置図をそれぞれ記載しております。

次に、2、学びを充実し文化を育むまちづくりの上段の表、魅力ある学校づくりの9款2項1目、9款3項1目、小・中学校費、GIGAスクール関連の中の「新」のところ、一人一台端末更新381万4,000円は、GIGAスクール用一人一台端末を県共同調達により、小・中学校計1,700台購入し購入費用から国庫補助金3分の2を差し引いた残りを5年間リースするものです。

下の表になりますが、9款5項2目、給食運営費の学校給食費等無償化事業2,870万7,000円は、物価高騰対策として中学校生徒給食費を無償化することによる歳入の児童生徒等給食費納付金2,770万7,000円の減と歳出の町外通園通学児童生徒給食費補助金100万円となっております。また、給食材料代物価高騰相当分2,161万円も小学生以下の給食費の値上げを行わず据置きとしています。これらの合計額5,031万円に対し、財源として国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援分）を5,030万6,000円充当しております。同じく給食運営費の一番下の「新」のところ、給食配送車購入費820万円は、老朽化した給食配送車1台を更新するものです。

次に、下段の表、地域と連携した教育、9款4項7目、青少年野外活動センター管理費の「新」のところ、空調設備設置工事600万円は、キャンプ場の山小屋にエアコンを設置するものです。

次は15ページをご覧ください。

中ほどの表、スポーツ・レクリエーションの9款5項3目、町民グラウンド管理費の「新」のところ、スポーツ公園管理事業の施設改修工事費300万円は、ソフトボール場の一塁ベンチ北側の防球ネットの増設とバックネット裏に階段を設置するものです。町民第3グラウンド管理事業のうち、「新」のところ、施設改修工事費300万円は、スケートボード場南側の法面のコンクリート改

修とさるびあドーム西側に防球ネットを設置するものです。

次に、芸術・文化の振興の一番上、「新」のところ、柳田國男生誕150年記念事業410万円は、2款1項1目、一般管理費で、山桃忌2日目に三木家で開催予定の柳田國男ゆかりサミットの開催と福崎町のあゆみDVD制作費用が50万円、2款1項7目、地域振興費で説明いたしました大阪マスターズ公演開催費用が220万円、9款4項9目、辻川界限文化振興費の柳田國男・松岡家記念館運営事業で、柳田國男生誕150年関連事業として山桃忌2日目に開催予定のひょうご民俗芸能祭、播磨福崎高校での柳田國男関連講演会開催費用等が140万円となっています。

次に、16ページをご覧ください。

3、誰もが健やかに暮らせるまちづくり、子育て支援の充実、3款2項1目、児童福祉総務費、こども家庭センター事業の「新」のところ、子育て世帯訪問支援業務委託15万3,000円は、社会福祉協議会に委託し、支援を必要としている家庭を訪問し、家事援助や子育て支援を実施するものです。

表の中ほど、3款2項6目、学童保育費の「新」のところ、学童保育業務支援システム導入事業126万2,000円は、東部・西部両学童保育園に児童の出欠管理や、登降園状況を保護者にお知らせする学童保育業務支援システムを導入するものです。

次に、17ページをご覧ください。

上段の表、健康づくりの推進、4款1項2目、予防費の予防接種事業の「新」のところ、带状疱疹予防接種委託510万円は、带状疱疹予防接種を定期接種で65歳から5歳刻みの年齢を対象に実施するものです。

次に、18ページをご覧ください。

下段の表、障がい者福祉の充実の一番上、3款1項2目、障害福祉費の2行目、手話言語条例関係事業156万2,000円は、町民・職員向け手話講座の開催や手話ダンスチーム育成などを実施するものです。

次に、19ページをご覧ください。

4、地域の特性をいかした活力と魅力のあるまちづくり、農林業の振興の中ほど、5款1項6目、農地費の「新」のところ、町営農業用河川工作物応急対策事業2,500万円は、西治ヤケヌケ井堰改修工事の実施設計を、1行下の県営かんがい排水策事業（西光寺野Ⅲ期地区）377万8,000円は世界かんがい施設遺産に認定された西光寺野疎水路の水路改修工事の実施設計を行うものです。議案資料24、25ページにそれぞれの事業の位置図と事業内容を記載しております。

次に、20ページをご覧ください。

中段の表、交流と観光の振興、6款1項2目、商工業振興費の観光振興事業では、妖怪ベンチを大庄屋三木家住宅近くの銀の馬車道沿いに設置するとともに、公園整備でガジロウ3号機を製作します。また、ホームページ作成・観光情報等発信委託により、特産もち麦の魅力を発信するSNSを強化し、もちむぎのやかたの利用促進・特産品の情報発信に努めます。議案資料34ページには観光振興事業の主要事業の事業費と財源の一覧を記載しております。

駅前・辻川両観光交流センターでは、レンタサイクルを、企業からの寄附金を財源として更新いたします。

次に、5、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり、道路整備と公共交通の充実、7款1項1目、道路橋梁総務費の「新」のところ、道路照明施設借上料350万円は、道路照明244灯のうちLED化未改修分の143灯をLED照

明に改修後10年間のリースを行うものです。

次に、21ページをご覧ください。

1番上の表、道路整備と公共交通の充実、7款1項3目、道路新設改良費、道路新設改良事業4億8,000万円は、町道福崎駅田原線・千束新町線・大貫山田線の道路新設・改良に要する経費で、令和7年度は、福崎駅田原線・千束新町線の工事に着手するとともに、大貫山田線拡幅工事の完了を目指します。

次に、一番下の表、消防・救急体制の充実、8款1項1目、常備消防費、姫路市消防局への消防事務委託事業3億9,650万4,000円のうち一番下の行、消防施設整備費負担金が1億3,162万5,000円で、令和6年度から1億1,100万円増加しております。負担金の内訳は中播消防署高規格救急車更新が1,673万8,000円、姫路市消防局の消防情報通信指令施設更新が1億1,488万7,000円となっております。

次に、22ページをご覧ください。

一番上の表、消防・救急体制の充実の同じく常備消防費の中播消防署建替事業11億6,950万円は、中播消防署本署の庁舎建設に係る実施設計・工事監理委託、用地造成・庁舎等建設工事費と北部出張所の用地造成・庁舎等建設工事費に対する福崎町負担金となっております。

議案資料38ページから44ページに中播消防署本署及び北部出張所建替事業の配置図、建物の平面図を記載しています。

次に、防災・減災体制の整備の下のほう、9款3項1目、中学校管理費の「新」のところ、空調設備整備工事实施設計等委託800万円は、福崎東中・西中両校の体育館の空調設備整備工事に係る実施設計等の委託となっております。

歳入歳出についての説明は以上でございます。

それでは、議案にお戻りください。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額については第2表に計上しております。

議案の5ページをお開きください。

中播消防署建替事業で期間が令和8年度までで限度額を11億3,100万円としています。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債については、第3表で、議案の6ページから8ページにそれぞれの目的ごとに、限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりとしております。なお、金利の上昇に備え、借入利率の限度額を2.0%以内から、3%以内に引き上げております。

次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、令和6年度の15億円から今後、道路新設改良・中播消防署建替・神崎郡ごみ処理施設建設に係る支払いで年度途中の一時借入金的大幅な増加が見込まれますので、令和6年度の15億円から令和7年度は30億円としております。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものであります。

以上、議案第24号 令和7年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第 3 0 議案第 2 5 号 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 3 1 議案第 2 6 号 令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議 長 日程第 3 0、議案第 2 5 号 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について及び日程第 3 1、議案第 2 6 号 令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第 2 5 号 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 7 億 3, 1 0 0 万円とするものです。また、第 2 条は一時借入金の最高額を 8, 0 0 0 万円と定めるものです。議案第 2 5 号資料 1 ページから 6 ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度の予算編成方針です。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、また離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成 3 0 年度に大きな制度改正が行われ、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を行っています。

令和 7 年度に実施される制度改正の主なものは、課税限度額の見直し、軽減判定所得基準額の見直し、高額療養費制度の見直しです。

令和 7 年度予算については、医療費の動向、被保険者数の減少等を勘案して積算しています。被保険者数は、7 5 歳年齢到達した被保険者が後期高齢者医療へ移行していくことから減少し、2, 9 8 0 人と見込んでいます。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去 3 年間における給付状況や対前年度伸び率等を勘案した、県の推計金額を基に計上しています。

保険給付費については、療養給付費 1 0 億 1, 3 8 0 万円、対前年度当初予算比 1 1. 1 % 減、療養費 8 7 0 万円、対前年度当初予算比 2 0. 9 % 減、高額療養費 1 億 5, 5 3 0 万円、対前年度当初予算比 1. 0 % 減を見込んでいます。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第 4 期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病予防に努めます。健診未受診者対策として、未受診者のデータを分析し、対象者の健康意識等に合わせた勧奨メッセージを送り、受診を促す事業を実施します。

総務費については、令和 6 年度に引き続き、国保システム標準化に向けた作業を行います。令和 7 年度は現行システムから抽出したデータについて検証・修正を行った後、ガバメントクラウドを構築し、標準システムにデータを移行して検証などを行う予定です。

基金積立金については、令和 6 年度に基金を繰り入れて実施した国保システム

標準化に係る費用を特別調整交付金として受け入れ、基金に積み立てます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率で積算しています。保険税現年度分については、収納率94.8%、2億9,530万円を見込んでいます。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。

また、国保財政調整基金から国保システムの標準化費用に充てるため、1,173万円を繰り入れます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の21、22ページをお願いいたします。

一般管理費4,810万5,000円は、職員の人件費と一般事務費を計上しています。

23、24ページをお願いします。

賦課徴収費487万8,000円は、賦課徴収に要する経費を計上しています。

25、26ページをお願いします。

運営協議会費20万7,000円は、国保運営協議会の開催に要する経費です。

27、28ページをお願いします。

1目、療養給付費は10億1,380万円、2目、療養費は、現金給付による保険者負担金で870万円、3目、審査支払手数料は、382万円を計上しています。

29、30ページをお願いします。

1目、高額療養費は1億5,530万円、2目、高額医療高額介護合算療養費は29万円を計上しています。

31、32ページをお願いします。

移送費は、1万円を計上しています。

33、34ページをお願いします。

出産育児一時金500万円は、1件50万円の10件分を計上しています。

35、36ページをお願いします。

葬祭給付費150万円は、30件分を計上しています。

37、38ページをお願いします。

精神・結核医療付加金280万円は、障害者自立支援医療による通院の一部負担金相当額を計上しています。

39、40ページをお願いします。

傷病手当金7,000円は、新型コロナウイルスに感染した等の際の被保険者に支給する傷病手当金を計上しています。

41、42ページをお願いします。

国民健康保険事業費納付金は、兵庫県の指示により3億1,695万円を計上しています。

43、44ページをお願いします。

後期高齢者支援金等分は、1億1,020万7,000円を計上しています。

45、46ページをお願いします。

介護納付金分は、3,271万3,000円を計上しています。

47、48ページをお願いします。

特定健康診査等事業費は、事務費、委託料等を含め835万円を計上しています。

49、50ページをお願いします。

特定保健指導等事業費は、30万円を計上しています。

51、52ページをお願いします。

保健衛生普及事業費660万円の主なものは、人間ドック補助金120人分及び脳検査補助金30人分の373万7,000円などです。

53、54ページをお願いします。

財政調整基金積立金は、645万円を計上しています。

55、56ページをお願いします。

利子5万円は、一時借入金利子を計上しています。

57、58ページをお願いします。

保険税還付金は150万円を計上しています。2目の保険給付費等交付金償還金は、第三者行為や不当利得による保険給付費分を県に償還するもので146万円を計上しています。

59、60ページをお願いします。

予備費200万円は、予算外の支出、また予算超過に充てるための経費を計上しています。

次に、歳入について説明いたします。

歳入3、4ページをお願いします。

保険税は3億490万円で、現年度分は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で、合わせて2億9,530万円、滞納繰越分は960万円を、それぞれ計上しています。

5、6ページをお願いします。

督促手数料は、13万円を計上しています。

7、8ページをお願いします。

保険給付費等交付金は、普通交付金11億8,797万円、特別交付金7,181万円で合計12億5,978万円を計上しています。

9、10ページをお願いします。

利子及び配当金1万2,000円は、財政調整基金利子です。

11、12ページをお願いします。

一般会計繰入金1億5,244万円は、保険基盤安定分、未就学児均等割軽減分、産前産後軽減分、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業等、資料6ページの内容でそれぞれ計上しております。

13、14ページをお願いします。

財政調整基金繰入金は1,173万円を計上しております。

15、16ページをお願いします。

その他繰越金は2万円を計上しております。

17、18ページをお願いします。

延滞金及び過料で100万1,000円を計上しております。

19、20ページをお願いします。

納付金、返納金合計98万7,000円は、交通事故等による第三者行為損害賠償金、及び不当利得徴収分を計上しています。なお、61から63ページに、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続いて、議案第26号 令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億5,700万円とするものです。議案第26号資料1、2ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料 1 ページ、当初予算資料をご覧ください。

この特別会計の歳入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金、及び職員給与費と事務費を一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与費等と保険料徴収事務経費、及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料 2 ページをお願いします。令和 7 年度の主な改正点です。

1 つ目は、激変緩和措置の終了です。保険料率の改定は 2 年に一度行われており、令和 7 年度の保険料率は令和 6 年度に改定されていますが、改定の際に講じられていた激変緩和措置が終了します。

所得割率については、年金収入 2 1 1 万円相当以下の人には、所得割率 1 0 . 3 2 % が適用されていましたが、7 年度から 1 1 . 2 4 % に統一されます。また、賦課限度額については、令和 5 年度以前から後期高齢に加入されていた人及び令和 6 年度中に障害認定により新規に資格取得された人は 7 3 万円でしたが、令和 7 年度から 8 0 万円に統一されます。

2 つ目は、窓口負担配慮措置の終了です。令和 4 年 1 0 月に、一部負担金の割合見直しにより、2 割負担が追加されました。被保険者の急激な負担増を抑制するため、1 か月の外来受診における自己負担額の増加額を 3 , 0 0 0 円までに抑える措置が取られていますが、施行後 3 年が経過する令和 7 年 9 月末で終了します。

3 つ目は、保険料軽減判定所得の見直しです。国民健康保険事業の令和 7 年度の改正と同様に軽減判定基準額が見直され、変更となります。7 割軽減は現行のまま変更はなく、5 割、2 割軽減が、それぞれ記載のとおり変更となります。

4 つ目は、高額療養費制度の見直しです。国民健康保険と同様に、高額療養費制度の見直しが段階的に行われます。

第 1 表の歳入歳出予算につきましては事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の 1 3、1 4 ページをお願いします。

一般管理費 1 , 1 0 9 万円は、職員の人件費と一般事務費です。

1 5、1 6 ページをお願いします。

徴収費 1 4 8 万円は、保険料の徴収に要する経費です。

1 7、1 8 ページをお願いします。

広域連合納付金 3 億 4 , 4 3 3 万円は、保険料納付金と保険基盤安定納付金を計上しています。

1 9、2 0 ページをお願いします。

被保険者保険料還付金は過誤納還付金 1 0 万円を計上しています。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入 3、4 ページをお願いします。

保険料は、現年度収納率 9 9 . 7 3 % を見込み、滞納繰越分と合わせ 2 億 8 , 0 8 2 万円を計上しています。

5、6 ページをお願いします。

督促手数料は、1 万円を計上しています。

7、8 ページをお願いします。

一般会計繰入金 7 , 6 0 6 万円は、職員給与費等と保険基盤安定繰入金を計上しています。

9、1 0 ページをお願いします。

延滞金は 1 万円を計上しています。

11、12ページをお願いします。

雑入は、広域連合からの保険料納付金過誤納還付金10万円を計上しています。
なお、21ページから23ページに、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第26号の説明を終わります。2議案とも、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくをお願いします。

日程第32 議案第27号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第32、議案第27号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第27号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の表紙をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を18億7,470万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページの歳入、2ページの歳出のとおりとしております。

まずは、予算の概要説明をさせていただきますので、議案第27号資料1ページをご覧ください。

予算編成方針となります。

令和7年度は、第9期事業計画の2年目になります。平成12年4月から介護保険制度が施行され、今年度で26年目を迎えました。制度が定着し、サービス給付費は年々増加しております。

少し飛びまして、中ほどからです。

令和6年度には、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定化・持続可能性の確保を基本的な視点として、プラス1.59%の介護報酬改定が行われました。

令和7年度の予算編成は、第9期事業計画に基づき積算をしております。計画では被保険者5,515人、要介護認定者数は1,118人を見込み、介護給付費は17億750万円を見込みました。

また、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする第10期福崎町ゴールドサルビアプランを令和7年度と令和8年度の2か年で策定をいたします。令和7年度はアンケート調査を実施し、基礎的な地域データ及び資料分析に取り組みます。

地域支援事業は、軽度認定者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメントの需要が高まる中、適切な介護予防・自立支援に向けたケアプランの作成に努めるとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する施策の推進に努めます。

地域支援事業費は、各補助金枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせて9,635万円を見込んでいます。

次、右側です。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国・県・町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジ

メント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。それぞれ歳出に見合うルール分を計上をいたしております。

第1表の歳入歳出予算につきましては事項別明細書でご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳出の31、32ページをお開き願います。

一般管理費4,332万円は、職員の人件費と事務費を計上しております。事務費の中には第10期介護保険事業計画策定に向けた委託料を後ほど説明いたします債務負担行為とともに計上をさせていただいております。

35、36ページをお開き願います。

賦課徴収費175万円は、保険料の賦課徴収に要する経費です。

37、38ページをお開き願います。

認定調査費639万7,000円は、認定調査に要する経費で、主なものは主治医意見書作成料475万円でございます。

また、神崎郡認定審査会共同設置負担金は、1,477万円を計上しています。令和7年度は神崎郡介護認定審査会にて使用するシステムの更新等の費用の計上があり、負担金が増額となっております。

39から40ページをお開き願います。

介護保険運営協議会費11万3,000円は、介護保険運営協議会開催に係る経費でございます。

41から42ページをお開き願います。

介護サービス給付費等諸費17億750万円は、審査支払手数料141万円と、介護給付費及び介護予防給付費合わせて17億609万円で、対前年度予算比2.4%増を見込んでいます。

次、43から44ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費4,676万円は、要支援1・2の方と基本チェックリストで対象となられた方の通所型・訪問型サービスに要する費用で、2目、介護予防ケアマネジメント事業費2,000万円は、要支援1・2の方と基本チェックリストで対象となられた方、また予防給付の利用を希望される方に、自立支援のためのマネジメント費用を計上をいたしております。

47から48ページをお開き願います。

一般介護予防事業費240万円は、総合事業のうち一般介護予防事業に要する経費で、主に、ふくろうの会やふれあい喫茶などの活動補助金を計上をいたしております。

49から50ページをお開き願います。

1目、総合相談事業費50万円は、相談業務等に係る費用を計上しています。令和6年度予算では、第9期介護保険事業計画の報酬改定に対応するためシステム改修委託料等を計上しておりましたが、令和7年度は実施しないため減額となっております。

2目、権利擁護事業費165万円は、職員出向負担金等を計上いたしております。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費479万円は、職員1名分の給与等を計上をいたしております。

51から52ページをお開き願います。

4目、任意事業費300万円は、やすらぎ支援事業委託料や家族介護慰労金・成年後見人に係る費用等を計上をいたしております。

5目、在宅医療・介護連携推進事業費300万円は、在宅医療・介護連携推進のため調整等を行うセンターの運営を郡3町で医師会に委託している経費でございます。

6目、生活支援体制整備事業費609万円は、生活支援協議体に関わる職員出向負担金や事務費等を計上しております。

53から54ページをお開き願います。

7目、認知症総合支援事業費686万円は、職員1名分の人件費と認知症初期集中支援チーム等に要する経費を計上をいたしております。

8目、地域ケア会議推進事業費130万円は、職員出向負担金と地域ケア会議等運営に要する経費を計上いたしております。

57から58ページをお開き願います。

1目、介護保険財政調整基金積立金430万円は、保険者機能強化推進交付金等に係る積立金を計上いたしております。

59から60ページをお開き願います。

諸支出金は、保険料過誤納還付金10万円、国や支払基金への過年度返還金10万円を計上いたしております。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入の3ページ、4ページをお開き願います。

第1号被保険者保険料4億1,460万円は、現年度分、4億1,347万円と滞納繰越分113万円を計上いたしております。

5ページから6ページをお開き願います。

督促手数料2万円と、介護予防支援計画作成手数料959万円を計上しております。

7ページをお開き願います。

7ページの国庫負担金から16ページ県補助金までは、歳出の介護給付費等に対しまして、国、支払基金、県のそれぞれのルール分を計上をいたしております。

17から18ページをお開き願います。

要介護認定事務委託金として1万7,000円を計上しております。

19から20ページをお開き願います。

利子及び配当金12万8,000円は、基金利子を計上いたしております。

21から22ページをお開き願います。

一般会計繰入金3億810万円は、介護給付費等に係る町負担分と、職員給与等繰入金及び、第1段階から第3段階の低所得者保険料軽減分を計上いたしております。

23ページから24ページをお開き願います。

介護保険財政調整基金繰入金1,105万円は、保険給付費不足分を計上いたしております。

25から26ページをお開き願います。

前年度繰越金として2万円を計上いたしております。

27から28ページをお開き願います。

諸収入、第三者納付金は1万円、雑入の132万円は、総合事業等の利用者負担金などを計上いたしております。

次、29から30ページをお開き願います。

延滞金は1万円を計上いたしております。

63ページから65ページには、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

また、議案資料の2ページから3ページには、歳入歳出のそれぞれの勘定表を添付しております。後ほどご参照ください。

最後に議案にお戻りください。

議案の第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額については第2表に計上をしております。

議案の3ページをお開きください。

介護保険事業計画策定業務委託事業が令和8年度までで440万円としております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開を2時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第33 議案第28号 令和7年度福崎町水道事業会計予算について

日程第34 議案第29号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第35 議案第30号 令和7年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第33、議案第28号 令和7年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第35、議案第30号 令和7年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 3企業会計の令和7年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第28号 令和7年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の、次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量については、給水戸数は8,500戸で、前年度比100戸の増、年間給水量は234万 m^3 で、前年度比3万 m^3 の増、1日平均給水量は6,410 m^3 で、前年度比110 m^3 の増としております。

主な建設改良事業は、八反田水管橋耐震補強工事については、令和6年度に引き続き、橋脚の補強を中心に工事を進めていきます。工事期間は令和8年度までの3年間としております。

福崎企業団地連絡管布設工事は、令和6年度の第2工区に引き続き、第3工区へと進む予定としております。

また、町道東大貫溝口線配水管更新工事は、JAライスセンター南の町道に埋設されております配水管が老朽化しているため、耐震管に入れ替える工事となります。

議案第28号資料9ページに、工事予定箇所の位置図を添付しておりますのでご参照ください。

1ページ中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億2,330万円で前年度比1.7%の減、支出の水道事業費用は4億40

0万円の前年度比1.5%の増としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、2ページ、資本的収入は1,070万円、資本的支出は3億4,280万円としております。前年度に比べ、収入、支出とも大きく減となっておりますが、これは令和6年度で国庫補助金の追加割当てがあったため、7年度への未契約繰越しとして工事を実施することなどがその要因となっております。

なお、1ページ下段、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,210万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,736万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億473万8,000円、及び建設改良積立金取崩額1億円で補填する予定としております。

2ページ中段、第5条は、水道施設運転管理業務委託のため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和8年度から10年度の3年間、限度額は7,700万円としております。

第6条は、一時借入金の限度額、第7条は、予定支出の各項の、経費の金額の流用、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は、他会計からの補助金、第10条は、たな卸資産購入の限度額について、それぞれ、記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきましてご説明いたします。

予算に関する説明書をご覧ください。

全会計のうち、後ろ、3会計が企業会計となっております。

水道事業会計の1ページ、2ページをお開きください。

こちらが、実施計画となります。この明細を17ページ以降に記載しておりますので、そちらで説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。

支出から説明いたしますので、18ページ中段以降をご覧ください。

支出は、営業費用が3億9,235万5,000円で、1目、原水及び浄水費は5,563万円、前年度と比べ約760万円の増。内訳では、最下段の11節、修繕費で、井ノ口水源地建屋の屋根が腐食していることから、その修繕費で約500万円を増額しております

19ページの2目、配水及び給水費は、9,820万7,000円で、前年度比約47万円の増。内訳は、中段の10節、修繕費で、東部工業団地配水池緊急遮断弁の修理代を計上し、予定額を約280万円増額、また13節、材料費については、毎年実施しておりますメーター替えにおいて、郡内でメーターの共同購入を実施することから単価が下がり、予定額を約300万円減額しております。

20ページ、4目、総係費は、前年度比約370万円の減額、内訳では10節の委託料で、前年度計上していた水道料金システムの改修委託料がなくなったことから予定額を減額しております。

また、下段では減価償却費や資産減耗費を計上しております。

次の21ページの営業外費用1,163万5,000円は、企業債の支払利息、雑支出で漏水還付金などを計上しております。

17ページにお戻りください。

次は収入です。

収入は、営業収益が3億1,721万5,000円、うち1目の水道料金は3億517万円で、前年度と比べ約260万円の増としております。

営業外収益は1億607万5,000円で、前年度と比べ約1,100万円の

減となっております。この主な要因は、次の18ページ上段、6目の消費税還付金で、工事量の減により消費税の還付金が減るため、前年度と比べ約1,190万円の減としていることによるものでございます。

次に、資本的収入及び支出です。

23ページの支出から説明いたします。

1目、建設改良費は冒頭、議案の業務の予定量で説明をいたしました事業などで3億1,100万円、2目、企業債償還金は3,180万円を計上しております。

22ページにお戻りください。

次は収入です。

他会計補助金は一般会計からの補助金で70万円、そして、工事負担金では、給水工事に係る申請者からの負担金1,000万円を計上しております。

明細は以上となりますが、議案第28号資料1ページからは、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは、給与費明細書、8ページは、令和6年度の予定損益計算書、9ページからは、令和6年度末の予定貸借対照表、13ページからは、令和7年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号 令和7年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、給水事業所数は29事業所で、前年度と同数、年間給水量は56万 m^3 、前年度比3万4,000 m^3 の減、1日平均給水量は1,530 m^3 で、前年度比70 m^3 の減としております。

建設改良事業では、中播消防署西側の七種川水管橋の更新工事、及びその施工監理業務委託を予定しております。

議案29号資料5ページに、工事予定箇所の位置図を添付しておりますのでご参照ください。

中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が5,340万円で前年度比6.6%の増、支出の工業用水道事業費用は4,730万円で前年度比1.1%の減を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、2ページになりますが、資本的収入は6,600万円、資本的支出は1億2,360万円としております。建設改良費では、先ほど説明いたしました事業で1億1,500万円を予定し、企業債償還金は元金の償還860万円を予定しております。

1ページに戻っていただきまして、下段では、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,760万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,045万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,550万4,000円、当年度分損益勘定留保資金863万6,000円、建設改良積立金1,300万6,000円で補填するものとしております。

2ページです。

中段第5条は、七種川水管橋更新工事のため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和8年度、限度額は1億2,000万円としております。

第6条は、企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額、第8条は、予定支出の各項の、経費の金額の流用、次の3ページ、第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして、説明をいたします。

予算に関する説明書、工業用水道事業会計、1、2ページをお開きください。

実施計画となりますが、説明につきましては17ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。

支出から説明いたしますので18ページをご覧ください。

支出は、営業費用が4,576万円、前年度比約64万円の減。主なものとして、次の19ページ、2目1節の受託工事費では、メーター替えに係る工事費を計上しておりますが、対象企業数が大きく減となったことから、予定額を前年度比180万円減額しております。そのほか、減価償却費や、営業外費用では企業債の支払利息などを計上しております。

次に、17ページにお戻りください。

収入です。営業収益は3,457万円で、水道料金は、前年度と比べ約170万円減の3,432万円を見込んでおります。有収水量の減少が要因となっております。

営業外収益は1,883万円で、2目、長期前受金戻入が主な収入となります。前年度と比べ約680万円の増となっておりますが、最下段の消費税還付金が、建設改良費の増により、大きく増えたことがその要因となっております。

続きまして、20ページ、資本的収入及び支出です。

収入は、企業債の借入れ6,600万円を予定しております。

支出では、冒頭説明いたしました事業に要する建設改良費1億1,500万円と、企業債償還金860万円を計上しています。

なお、議案第29号資料に、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページから令和6年度の予定損益計算書、9ページからは、令和6年度末の予定貸借対照表、13ページからは、令和7年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号 令和7年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第2条に定めた業務の予定量は、接続件数6,090件、前年度比55件の増、年間総処理水量は245万4,700 m^3 で、前年度比5,200 m^3 の増、1日平均処理水量は6,730 m^3 で、前年度比20 m^3 の増としております。

主な建設改良事業は、令和7年度より、農業集落排水を公共下水道へ統合する工事に取りかかります。まずは板坂地区から始める予定としております。

また、川すそ雨水幹線工事については、現在進めております町道東大貫溝口線、播但有料道路の高架下から三鷹倉庫付近までの(その14)の工事は繰越工事として行い、三鷹倉庫付近から株式会社エーモン付近までを(その15)として進

めていく予定としております。

さらに福崎浄化センターにおいては、ストックマネジメント計画に基づく機械電気設備の更新工事を実施いたします。

議案第30号資料8ページ及び9ページに、工事の実施箇所図を添付しておりますので、ご参照ください。

次の第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

下水道事業収益は9億9,356万5,000円で前年度比4.0%の減、下水道事業費用は9億8,503万7,000円で前年度比2.4%の減としております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、2ページ、上の表、資本的収入は5億5,940万円で前年度比0.9%の減、資本的支出は9億3,965万8,000円で前年度比1.0%の減を見込んでおります。

1ページにお戻りください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,025万8,000円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1,445万3,000円、当年度分損益勘定留保資金3億4,059万9,000円及び未処分利益剰余金1,270万5,000円で補填するものとしております。

2ページ第5条は、企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次の第6条では、一時借入金の限度額、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、3ページ、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は、他会計からの補助金、第10条は、利益剰余金の処分について、それぞれ記載のとおり定めております。

次に、予算の内容につきまして、説明をいたします。

予算に関する説明書の1、2ページが実施計画でございしますが、説明につきましては、20ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の、支出から説明いたしますので、21ページをお開きください。

下水道事業費用は営業費用が8億8,548万2,000円で、前年度と比べ、約2,000万円の減となっております。主な要因については、21ページ中ほどの3目、処理場費で、1節、給料から4節、法定福利費までの人件費が、福崎浄化センターの職員数減に伴い減額、下から3行目、14節、修繕費が、前年度比約1,500万円の減となったことが大きな要因となっております。なお、23ページ、8目1節の固定資産除却費では、農業集落排水の下水道統合に伴い板坂処理場を廃止するため、約1,200万円の除却費を計上しております。

同じく23ページの営業外費用は9,955万5,000円で、企業債利息や消費税納付金、雑支出では漏水還付金などを計上しております。

次に収入です。

20ページをお願いいたします。

下水道事業収益は、営業収益が4億6,068万5,000円、下水道使用料は料金改定の影響で4億1,901万円、前年度と比べ約2,500万円の増を見込んでおります。

一般会計からの繰入れについては、総務省繰出基準に基づくものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収益及び営業外収益でそれぞれ受

け入れます。

営業外収益は5億3,288万円で、前年度と比べ、約7,100万円の減となっております。これは、先ほど説明いたしました一般会計からの負担金が約6,700万円減少したことが大きな要因となっております。繰入金の減少については、使用料収入が増加したことや、公共下水道において汚水の資本費が減少したことが主な要因となっております。

続きまして、資本的収入及び支出です。

支出から説明いたしますので25ページをお開きください。

資本的支出です。

建設改良費は3億3,938万5,000円で、冒頭、業務の予定量で説明申し上げました事業などに要する費用や、人件費を管路整備費及び雨水の管路整備費として計上をしております。

26ページ、固定資産購入費は、非常時のための予備ポンプ購入費、企業債償還金は、元金の償還予定額5億9,083万1,000円で、前年度と比べ約1,000万円の減となっております。

続いて、収入です。

24ページにお戻りください。

資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や、社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金などを計上しております。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、さらに不足する額を出資金で受け入れます。

全体の繰入額は、3億7,100万円で、前年度と比べ9,300万円減少をしております。

なお、議案第30号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページは令和6年度の予定損益計算書、9ページからは令和6年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和7年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。3議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第36 議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第36、議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案別紙をご覧ください。

1ページには、廃止を行う路線として、宮ノ下線、325号線、826号線、828号線、829号線、830号線及び919号線の7路線を、1ページ下段から2ページにかけては、認定する路線としまして、宮ノ下線、325-1

号線、325-2号線、829号線及び830号線の5路線についてそれぞれの路線情報を記載しております。

最初に、廃止する路線についてでございます。

2級町道、宮ノ下線、3級町道、325号線、4級町道では826号線、828号線、829号線、830号線、919号線となります。こちらの路線の位置等につきましては、議案第31号の説明資料1ページをご覧ください。

こちらの7路線は、路線の一部、または路線全体が現在兵庫県において実施されております高岡福田地区のほ場整備区域内となっている路線となり、ほ場整備事業におきまして、道路の付け替え工事が実施されております。事業の進捗により、ほ場整備の事業区間内において現況の道路形態がなくなっている路線について、認定を廃止するにあたり、一旦全線を廃止させていただくものでございます。

次に、認定する路線です。

こちらは議案第31号の説明資料2ページをお願いいたします。

先ほど廃止しました路線のうち、ほ場整備の区域外であるため、現状、道路として残っている箇所5路線につきまして新たに認定を行うものでございます。なお、認定する路線の等級、路線番号につきましては、それぞれ廃止前の等級及び路線番号を引き継ぐ形としております。

また、廃止した区間を含む路線の再認定、こちらにつきましては、ほ場整備事業完了後になると思われませんが、改良区や、また地元区との調整を行いながら検討していくつもりでございます。

なお、廃止しますそれぞれの路線の名称、路線の起点終点、路線延長及び路線の最小幅員・最大幅員に関する情報につきましては、説明資料の1ページに、また認定しますそれぞれの路線についての各情報につきましては、説明資料の2ページにお示ししているとおりでございます。

以上、議案第31号 福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程が終わりました。

定例会2日目は3月5日水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時47分